

石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正案 新旧対照表

5	現 行	修 正 案	備 考
10	石川県地域防災計画 原子力防災計画編	石川県地域防災計画 原子力防災計画編	
15	（平成27年5月修正）	（平成●●年●月修正）	
20			
25			
30			
35			
40			

現 行	修 正 案	備 考						
<p>5 第1章 総 則</p> <p>第1節 目 的</p> <p>(略)</p> <p>10 第2節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力災害対策指針に基づく方針</p> <p>1 原子力災害対策重点区域の範囲 本県において、あらかじめ重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）は次のとおりである。 (1) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） 放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）に基づき、直ちに避難を実施する等放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲は原子力発電所から概ね半径5km以内とする。</p> <p>20 (2) 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone） 確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L 及び環境モニタリングの結果等を踏まえた運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域であり、その範囲は発電所から概ね30km以内とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 目 的</p> <p>(略)</p> <p>第2節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力災害対策指針に基づく方針</p> <p>1 原子力災害対策重点区域の範囲 本県において、あらかじめ重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）は次のとおりである。 (1) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） 放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲は 発電所からおおむね半径5km以内とする。</p> <p>20 (2) 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone） 確率的影響のリスクを低減するため、E A L 及び緊急時モニタリングの結果や環境試料中の放射性物質の濃度等を踏まえた運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）に基づき、緊急防護措置を準備する区域であり、その範囲は発電所からおおむね30km以内とする。</p>							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>範 囲</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	範 囲	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>範 囲</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	範 囲	(略)	(略)	
範 囲								
(略)								
(略)								
範 囲								
(略)								
(略)								

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 2 想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態 原子力災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。</p> <p>(1) 放射性物質又は放射線の放出 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降水がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p>(2) 被ばくの経路</p> <p>(略)</p> <p>25</p> <p>30</p> <p>35</p> <p>40</p> <p>45</p>	<p>2 想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態 原子力災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。</p> <p>(1) 放射性物質又は放射線の放出 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p>(2) 被ばくの経路</p> <p>(略)</p>		

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 3 緊急事態における防護対策の基本的考え方</p> <p>(1) 緊急事態の段階 緊急事態においては、事態の進展に応じて、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階の4段階に区分する。</p> <p>ア 準備段階 原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で<u>運用し、改善する。</u></p> <p>イ 初期対応段階 情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを<u>最小限に抑えるため、迅速な対応を行う。</u></p> <p>ウ 中期対応段階 放射性物質又は放射線の影響を適切に管理して、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。</p> <p>エ 復旧段階 被災した地域の長期的な復旧対策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。</p> <p>(2) 緊急事態初期における防護措置の考え方 緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEAが定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階における緊急事態の区分を決定するとともに、観測可能な指標に基づき<u>迅速な意思決定ができる体制を構築する。</u></p> <p>ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>(7) 基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施など適切な行動を進めるため、<u>原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3段階に区分する。</u></p>	<p>3 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>(1) 緊急事態の段階 緊急事態においては、事態の進展に応じて、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階の4段階に区分する。</p> <p>ア 準備段階 原子力事業者、国、<u>県、市町等</u>がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で、<u>検証・評価し、改善する必要がある。</u></p> <p>イ 初期対応段階 情報が限られた中でも、放射線被ばくによる<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。</u></p> <p>ウ 中期対応段階 放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う<u>必要がある。</u></p> <p>エ 復旧段階 被災した地域の長期的な復旧対策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う<u>必要がある。</u></p> <p>(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、<u>施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。</u></p> <p>ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>(7) 基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。<u>このような対応を実現するため、以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分する。</u></p>		

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 【警戒事態】 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した 状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれ があるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しく は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放 10 射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態 要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実 施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、<u>外国</u> <u>人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等</u>をいう。以下同じ。）及 15 び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態に おいて早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同 じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、<u>県及び市町は、原子力施設の近傍のPAZ内にお</u> <u>いて、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。</u></p> <p>20 【施設敷地緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性の ある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主 な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、<u>県及び市町は、緊急時モニタリングの実施等によ</u> <u>り事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主に</u> <u>PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難など</u> <u>の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対</u> <u>象とした避難を実施する。</u></p> <p>25 【全面緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が 高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスク を低減する観点から、<u>迅速な防護措置を実施する必要がある段階で</u> <u>ある。</u> この段階では、<u>県及び市町は、PAZ内において、基本的にすべ</u> <u>ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置</u> <u>を講じる。また、事態の規模、時間的な推移によっては、UPZ内</u> <u>においても、PAZ内と同様、避難などの予防的防護措置を講じる。</u></p> <p>30 35 40 45 なお、UPZ以遠においても、原子力施設から著しく異常な水準 で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の 状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を 実施する。</p>	<p>5 【警戒事態】 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のも のではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれ があるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しく は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放 10 射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態 要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実 施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、<u>乳幼</u> <u>児その他の特に配慮を要する者を</u>いう。以下同じ。）、<u>安定ヨ</u> <u>ウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切</u> <u>な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の</u> <u>実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を</u> 15 <u>開始する必要がある段階である。</u> この段階では、<u>国、県、志賀町は、原子力施設の近傍のPAZ内</u> <u>において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>20 【施設敷地緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性の ある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた<u>避</u> <u>難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</u> この段階では、<u>国、県、市町及び原子力事業者は、緊急時モニ</u> <u>タリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を</u> <u>行うとともに、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対</u> <u>象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事</u> <u>態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。</u></p> <p>25 30 35 40 45 【全面緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が 高い事象が生じたため、<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化する</u> <u>ため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を</u> <u>実施する必要がある段階である。</u> この段階では、<u>国、県及び市町は、PAZ内において、基本的に</u> <u>全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措</u> <u>置を講じなければならない。また、UPZ内においては、屋内退避</u> <u>を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ</u> <u>内と同様、避難等の予防的防護措置を講じることも必要である。</u> なお、UPZ外においては、UPZ内と同様に、<u>事態の進展等に</u> <u>応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至っ</u> <u>た時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性</u> <u>がある旨の注意喚起を行わなければならない。</u></p>		

現 行	修 正 案	備 考																																																																
<p>5 (イ) 具体的な基準 これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを国及び原子力事業者が判断するための基準（EAL：緊急時活動レベル）は以下のとおりである。</p> <p>10 緊急事態区分とEALについて 志賀原子力発電所におけるEAL</p>	<p>5 (イ) 具体的な基準 これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを国及び原子力事業者が判断するための基準（EAL：緊急時活動レベル）は以下のとおりである。</p> <p>10 緊急事態区分とEALについて 志賀原子力発電所におけるEAL</p>																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="94 405 848 448">警戒事態を判断する基準</th> <th data-bbox="848 405 1043 448">緊急事態区分における防護の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="94 448 848 507">1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</td> <td data-bbox="848 448 1043 507">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 507 848 566">2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定_____で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</td> <td data-bbox="848 507 1043 566"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 566 848 625">3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</td> <td data-bbox="848 566 1043 625"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 625 848 684">4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</td> <td data-bbox="848 625 1043 684"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 684 848 743">5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</td> <td data-bbox="848 684 1043 743"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 743 848 802">6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。</td> <td data-bbox="848 743 1043 802"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 802 848 861">7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</td> <td data-bbox="848 802 1043 861"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 861 848 920">8. 単一障壁の喪失または消失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。</td> <td data-bbox="848 861 1043 920"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 920 848 979">9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</td> <td data-bbox="848 920 1043 979"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 979 848 1038">10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</td> <td data-bbox="848 979 1043 1038"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 1038 848 1098">11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域 _____において、火災又は溢水が発生し_____安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</td> <td data-bbox="848 1038 1043 1098"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 1098 848 1157">12. 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合</td> <td data-bbox="848 1098 1043 1157"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 1157 848 1216">13. 本県において大津波警報が発令された場合</td> <td data-bbox="848 1157 1043 1216"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 1216 848 1275">14. 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</td> <td data-bbox="848 1216 1043 1275"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 1275 848 1334">15. _____原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> <td data-bbox="848 1275 1043 1334"></td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定_____で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。		3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。		4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。		5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。		6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。		7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。		8. 単一障壁の喪失または消失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。		9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。		10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。		11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域 _____において、火災又は溢水が発生し_____安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。		12. 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合		13. 本県において大津波警報が発令された場合		14. 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。		15. _____原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1043 405 1774 448">警戒事態を判断する基準</th> <th data-bbox="1774 405 1998 448">緊急事態区分における防護の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1043 448 1774 507">1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</td> <td data-bbox="1774 448 1998 507">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 507 1774 566">2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</td> <td data-bbox="1774 507 1998 566"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 566 1774 625">3. 原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</td> <td data-bbox="1774 566 1998 625"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 625 1774 684">4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</td> <td data-bbox="1774 625 1998 684"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 684 1774 743">5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</td> <td data-bbox="1774 684 1998 743"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 743 1774 802">6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合_____。</td> <td data-bbox="1774 743 1998 802"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 802 1774 861">7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉) ※2</u> 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。</td> <td data-bbox="1774 802 1998 861"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 861 1774 920">8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合_____。</td> <td data-bbox="1774 861 1998 920"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 920 1774 979">9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</td> <td data-bbox="1774 920 1998 979"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 979 1774 1038">10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</td> <td data-bbox="1774 979 1998 1038"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 1038 1774 1098">11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※1 重要区域(命令第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</td> <td data-bbox="1774 1038 1998 1098"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 1098 1774 1157">12. 外的な事象による原子炉施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</td> <td data-bbox="1774 1098 1998 1157"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 1157 1774 1216">・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1</td> <td data-bbox="1774 1157 1998 1216"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 1216 1774 1275">・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> <td data-bbox="1774 1216 1998 1275"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 1275 1774 1334">※1: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</td> <td data-bbox="1774 1275 1998 1334"></td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。		3. 原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。		4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。		5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。		6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合_____。		7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉) ※2</u> 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。		8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合_____。		9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。		10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。		11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※1 重要区域(命令第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがある場合。		12. 外的な事象による原子炉施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。		・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1		・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。		※1: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。		<p>45 ※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である</p>
警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																																																																	
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																																																																	
2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定_____で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。																																																																		
3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。																																																																		
4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。																																																																		
5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。																																																																		
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。																																																																		
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。																																																																		
8. 単一障壁の喪失または消失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。																																																																		
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。																																																																		
10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。																																																																		
11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域 _____において、火災又は溢水が発生し_____安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。																																																																		
12. 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合																																																																		
13. 本県において大津波警報が発令された場合																																																																		
14. 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。																																																																		
15. _____原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																																		
警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																																																																	
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																																																																	
2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。																																																																		
3. 原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。																																																																		
4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。																																																																		
5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。																																																																		
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合_____。																																																																		
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉) ※2</u> 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。																																																																		
8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合_____。																																																																		
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。																																																																		
10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。																																																																		
11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※1 重要区域(命令第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがある場合。																																																																		
12. 外的な事象による原子炉施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。																																																																		
・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1																																																																		
・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																																		
※1: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。																																																																		

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 施設敷地緊急事態を判断する基準</p> <p>1. 敷地境界付近での放射線量の上昇 (1) モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、5 μ Sv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μ Sv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。 (2) 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 μ Sv/h を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1 μ Sv/h 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 μ Sv/h 以上となった場合。</p> <p>10 2. 通常放出部分での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μ Sv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>15 3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出 管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μ Sv/h の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>20 4. 事業所外運搬での放射線量又は放射性物質の放出 (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(L型、IP-1型を除く)。</p> <p>25 5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象 <u>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えいが発生したことその他原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象。</u></p> <p>30 (1) <u>原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動</u> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。</p> <p>(2) <u>原子炉給水機能喪失のおそれ</u> 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水が____できない場合。</p> <p>35 (3) <u>残留熱除去機能の喪失</u> 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、____当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合。</p> <p>40 (4) <u>全交流電源の30分以上喪失</u> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉及びその附属施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続した場合。</p>	<p>施設敷地緊急事態を判断する基準</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (1) モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、5 μ Sv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μ Sv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。 (2) 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 μ Sv/h を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1 μ Sv/h 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 μ Sv/h 以上となった場合。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μ Sv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出 管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μ Sv/h の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生のおそれが高い状態にある場合。</p> <p>5. <u>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ※1</u> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、<u>非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)</u>のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできない場合。</p> <p>6. <u>原子炉注水機能喪失のおそれ ※1</u> 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、<u>非常用炉心冷却装置等</u>のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない場合。</p> <p>7. <u>残留熱除去機能の喪失 ※1</u> 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、<u>残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備(以下「残留熱除去系装置等」という。)</u>により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できない場合。</p> <p>8. <u>全交流電源の30分以上喪失 ※1</u> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。</p> <p>9. <u>直流電源の部分喪失 ※1</u> 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続した場合。</p> <p>10. <u>停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1</u> 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、<u>全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。</u></p> <p>11. <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※1</u> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない場合又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準準) ※2</u> 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき。</p> <p>12. <u>格納容器健全性喪失のおそれ ※1</u> 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合_____。</p>	<p>緊急事態区分における防護の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>施設敷地緊急事態を判断する基準</p> <p>緊急事態区分における防護の概要</p> <p>5 (5) 直流電源の部分喪失 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合。</p> <p>10 (6) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。</p> <p>15 (7) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できないこと又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>(8) 格納容器健全性喪失のおそれ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。</p> <p>(9) 2つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。</p> <p>20 (10) 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用した場合。</p> <p>(11) 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>25 (12) 所内外通信連絡設備の全て喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>(13) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能が一部が喪失した場合。</p> <p>30 (14) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>(15) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。</p> <p>35 ※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である</p>	<p>施設敷地緊急事態を判断する基準</p> <p>緊急事態区分における防護の概要</p> <p>13. 2つは障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合</p> <p>14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用した場合。</p> <p>15. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>16. 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>17. 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※1 火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>18. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>19. 事業所外運搬での放射線量率の上昇又は放射性物質漏えい (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(L型、IP-1型を除く)。</p> <p>※1: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</p> <p>※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である</p>	

	現 行	修 正 案	備 考
5	<p>全面緊急事態を判断する基準</p>	<p>全面緊急事態を判断する基準</p>	<p>緊急事態区分における防護の概要</p>
10	<p>1. 敷地境界付近での放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μSv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。</p>	<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μSv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p>
15	<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μSv/h 以上に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p>	<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μSv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p>	<p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
20	<p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 μSv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 μSv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	
25	<p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出 (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(IP型を除く)。</p>	<p>4. 施設内(原子炉外)での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 5. 原子炉停止の失敗または停止確認不能 ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 6. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※1 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。 7. 原子炉注水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。 8. 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。</p>	
30	<p>5. 原子力緊急事態の発生を示す事象 原子炉の運転を通常の中性子の吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象。 (1) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 (2) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。 (3) 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。</p>	<p>9. 全交流電源の1時間以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。 10. 全直流電源の5分以上喪失 ※1 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。 11. 炉心損傷の検出 ※1 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検出した場合。 12. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉格納容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。 13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉) ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。 14. 格納容器圧力の異常上昇 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合。</p>	
35	<p>(4) 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。 (5) 全交流電源の1時間以上喪失 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第5条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続した場合。</p>		
40			
45			

現 行		修 正 案		備 考	
5	<p>全面緊急事態を判断する基準</p> <p>(6) 全直流電源の5分以上喪失 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分_以上継続した場合。</p> <p>(7) 炉心損傷の検出 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検出した場合。</p> <p>(8) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しない場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。</p> <p>(9) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>(10) 格納容器圧力の異常上昇 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。</p> <p>(11) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。</p> <p>(12) 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>(13) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>(14) 施設内(原子炉外)での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。</p>	<p>緊急事態区分における防護の概要</p>	<p>全面緊急事態を判断する基準</p> <p>15. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合。</p> <p>16. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>17. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>18. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(IP型を除く)。</p> <p>※1: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</p>	<p>緊急事態区分における防護の概要</p>	
10					
15					
20					
25					
30					
35	<p>※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である</p>				
40					
45					

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 イ 運用上の介入レベル（O I L）</p> <p>(7) 基本的な考え方</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難及び一時移転（以下「避難等」という。）の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。</p> <p>このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>放射性物質の放出後、<u> </u>高い空間放射線量率が計測された地域においては、<u> </u>被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難などの緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転などの早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講じる場合には、<u>避難所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</u></p> <p>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転などを講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>(イ) 具体的な基準</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表されるO I L（運用上の介入レベル）を設定する。</p> <p>防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。</p> <p>各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を以下に示す。</p>	<p>イ 運用上の介入レベル（O I L）</p> <p>(7) 基本的な考え方</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。</p> <p>このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>放射性物質の放出後、<u>継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、</u>地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講じる場合には、<u>国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。</u></p> <p>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>(イ) 具体的な基準と防護措置の内容</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表されるO I L <u> </u>を設定する。</p> <p>防護措置を実施する国、県及び関係市町においては、緊急時モニタリングの結果をO I L <u> </u>に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。</p> <p>各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を以下に示す。</p>		

		現 行				修 正 案				備 考	
		O I L の設定内容				O I L と防護措置について					
		基準の種類	基準の概要		初期値	防護措置の概要	基準の種類	基準の概要		初期値	防護措置の概要
5	緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準		500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する (移動が困難な者の一時退避を含む)	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準		500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
10			緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する		緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する						
15		OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準		β 線: 40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計測数)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に避難する	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準		β 線: 40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計測数)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
20			β 線: 13,000 cpm (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)		β 線: 13,000 cpm (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)						
25	早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施する	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
30			緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する		緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する						
35	飲食物摂取制限	OIL 6	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定する	OIL 6	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定
40			飲食物に係るスクリーニング基準		飲食物に係るスクリーニング基準						
45			核種		飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	核種		飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	
			放射線ヨウ素		300 Bq/kg	2,000 Bq/kg*	放射線ヨウ素		300 Bq/kg	2,000 Bq/kg*	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものについて摂取制限を迅速に実施
			放射線セシウム		200 Bq/kg	500 Bq/kg	放射線セシウム		200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種		1 Bq/kg	10 Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種		1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			ウラン		20 Bq/kg	100 Bq/kg	ウラン		20 Bq/kg	100 Bq/kg	

* 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

* 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>5 第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>1 石川県</p> <table border="1" data-bbox="129 389 1039 769"> <tr> <td data-bbox="129 389 1039 448">処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 448 1039 523">1～9 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 523 1039 582">10 <u>緊急時医療設備等の整備</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 582 1039 641">11～19 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 641 1039 700">20 <u>緊急時医療措置</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 700 1039 769">21～28 (略)</td> </tr> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>5 原子力保安検査官</p> <table border="1" data-bbox="129 944 1039 1209"> <tr> <td data-bbox="129 944 1039 1003">処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1003 1039 1209"> 1 (略) 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に規定する保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関すること。 3 (略) </td> </tr> </table> <p>6 <u>地方放射線モニタリング対策官</u></p> <table border="1" data-bbox="129 1295 1039 1442"> <tr> <td data-bbox="129 1295 1039 1355">処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1355 1039 1442">1～2 (略)</td> </tr> </table>	処理すべき事務又は業務の大綱	1～9 (略)	10 <u>緊急時医療設備等の整備</u> に関すること。	11～19 (略)	20 <u>緊急時医療措置</u> に関すること。	21～28 (略)	処理すべき事務又は業務の大綱	1 (略) 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に規定する保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関すること。 3 (略)	処理すべき事務又は業務の大綱	1～2 (略)	<p>5 第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>1 石川県</p> <table border="1" data-bbox="1079 389 1989 769"> <tr> <td data-bbox="1079 389 1989 448">処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 448 1989 523">1～9 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 523 1989 608">10 <u>原子力災害時における医療対応</u>(以下「原子力災害医療」という。)の<u>ための設備等の整備</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 608 1989 667">11～19 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 667 1989 726">20 <u>原子力災害医療措置</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 726 1989 769">21～28 (略)</td> </tr> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>5 原子力保安検査官</p> <table border="1" data-bbox="1079 944 1989 1209"> <tr> <td data-bbox="1079 944 1989 1003">処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 1003 1989 1209"> 1 (略) 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第1項に規定する保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関すること。 3 (略) </td> </tr> </table> <p>6 <u>上席放射線防災専門官</u></p> <table border="1" data-bbox="1079 1295 1989 1442"> <tr> <td data-bbox="1079 1295 1989 1355">処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 1355 1989 1442">1～2 (略)</td> </tr> </table>	処理すべき事務又は業務の大綱	1～9 (略)	10 <u>原子力災害時における医療対応</u> (以下「原子力災害医療」という。)の <u>ための設備等の整備</u> に関すること。	11～19 (略)	20 <u>原子力災害医療措置</u> に関すること。	21～28 (略)	処理すべき事務又は業務の大綱	1 (略) 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第1項に規定する保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関すること。 3 (略)	処理すべき事務又は業務の大綱	1～2 (略)	
処理すべき事務又は業務の大綱																						
1～9 (略)																						
10 <u>緊急時医療設備等の整備</u> に関すること。																						
11～19 (略)																						
20 <u>緊急時医療措置</u> に関すること。																						
21～28 (略)																						
処理すべき事務又は業務の大綱																						
1 (略) 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に規定する保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関すること。 3 (略)																						
処理すべき事務又は業務の大綱																						
1～2 (略)																						
処理すべき事務又は業務の大綱																						
1～9 (略)																						
10 <u>原子力災害時における医療対応</u> (以下「原子力災害医療」という。)の <u>ための設備等の整備</u> に関すること。																						
11～19 (略)																						
20 <u>原子力災害医療措置</u> に関すること。																						
21～28 (略)																						
処理すべき事務又は業務の大綱																						
1 (略) 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第1項に規定する保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関すること。 3 (略)																						
処理すべき事務又は業務の大綱																						
1～2 (略)																						

現 行		修 正 案		備 考	
5	7 関係市町		7 関係市町		
	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
	志賀町 七尾市 輪島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町	1～17 (略) 18 緊急時医療措置に対する協力に関すること。 19～23 (略)	志賀町 七尾市 輪島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町	1～17 (略) 18 <u>原子力災害</u> 医療措置に対する協力に関すること。 19～23 (略)	
10	8 消防機関		8 消防機関		
	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部 七尾鹿島消防本部 かほく市消防本部 奥能登広域圏事務組合消防本部	1～2 (略) 3 緊急時医療措置に対する協力に関すること。 4～5 (略)	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部 七尾鹿島消防本部 かほく市消防本部 奥能登広域圏事務組合消防本部	1～2 (略) 3 <u>原子力災害</u> 医療措置に対する協力に関すること。 4～5 (略)	
15	9 指定地方行政機関		9 指定地方行政機関		
	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
	中部管区警察局	(略)	中部管区警察局	(略)	
	北陸財務局	(略)	北陸財務局	(略)	
	東海北陸厚生局	<u>緊急時</u> 医療措置の連絡調整に関すること。	東海北陸厚生局	<u>原子力災害</u> 医療措置の連絡調整に関すること。	
20	北陸農政局	(略)	北陸農政局	(略)	
	近畿中国森林管理局	(略)	近畿中国森林管理局	(略)	
	中部経済産業局	(略)	中部経済産業局	(略)	
25					
30					
35					
40					
45					

現 行		修 正 案		備 考
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
5	北陸信越運輸局 (石川運輸支局)	(略)	北陸信越運輸局 (石川運輸支局)	(略)
10	大阪航空局 (小松空港事務所)	(略)	大阪航空局 (小松空港事務所)	(略)
15	東京管区気象台 (金沢地方気象台)	(略)	東京管区気象台 (金沢地方気象台)	(略)
	第九管区海上保安本部	(略)	第九管区海上保安本部	(略)
	北陸総合通信局	(略)	北陸総合通信局	(略)
20	石川労働局	(略)	石川労働局	(略)
	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	(略)	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	(略)
25	(新設)	(新設)	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。
30	(新設)	(新設)	北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。
35	(新設)	(新設)	中部地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 災害時における廃棄物に関すること。
40	(新設)	(新設)	国土地理院 北陸地方測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 2 災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 3 災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 4 災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。
45				

現 行		修 正 案		備 考	
5	10 自衛隊		10 自衛隊		
	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
10	陸上自衛隊 中部方面總監部 (第14普通科連隊)	(略)	陸上自衛隊 中部方面總監部 (第14普通科連隊)	(略)	
	海上自衛隊 舞鶴地方總監部	(略)	海上自衛隊 舞鶴地方總監部	(略)	
15	航空自衛隊 航空総隊司令部 (第6航空団) (小松救難隊)	(略)	航空自衛隊 航空総隊司令部 (第6航空団) (小松救難隊)	(略)	
20	11 指定公共機関		11 指定公共機関		
	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
25	日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 (略) 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策_____。	日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 (略) 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策 <u>に関する</u> こと。	
30	西日本旅客鉄道株式会 社 金 沢 支 社	(略)	西日本旅客鉄道株式会 社 金 沢 支 社	(略)	
35	日本貨物鉄道株式会 社 金 沢 支 店	(略)	日本貨物鉄道株式会 社 金 沢 支 店	(略)	
40					
45					

現 行		修 正 案		備 考
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
5 西日本電信電話株式会社 金 沢 支 店	(略)	5 西日本電信電話株式会社 金 沢 支 店	(略)	
10 エヌ・ティ・ティコ ミュニケーションズ株式 会社 北陸営業支店		10 エヌ・ティ・ティコ ミュニケーションズ株式 会社 北陸営業支店		
15 株式会社NTTドコモ 北陸支社		15 株式会社NTTドコモ 北陸支社		
20 KDDI株式会社 北陸総支社		20 KDDI株式会社 北陸総支社		
25 ソフトバンクテレコム 株式会社地域総務部 (北陸)		25 ソフトバンク株式会社 地域総務部(北陸)		
30 ソフトバンクモバイル 株式会社地域総務部 (北陸)				
30 日本赤十字社 石 川 県 支 部	(略)	30 日本赤十字社 石 川 県 支 部	(略)	
35 日本放送協会 金 沢 放 送 局	(略)	35 日本放送協会 金 沢 放 送 局	(略)	
40 <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	40 <u>日本銀行</u> <u>(金沢支店)</u>	<u>災害時における金融機関に対する金融緊急措置</u> <u>の指導に関すること。</u>	
45 <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	45 <u>中日本高速道路株式会</u> <u>社</u>	<u>1 高速自動車道の維持管理及び防災対策の実施</u> <u>に関すること。</u> <u>2 災害時の高速自動車道の輸送路の確保に關す</u> <u>ること。</u> <u>3 高速自動車道の早期災害復旧に関すること。</u>	

現 行		修 正 案		備 考
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
5	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>日本通運株式会社</u> <u>(金沢支店)</u> <u>福山通運株式会社</u> <u>(金沢支店)</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>(北陸支店)</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>(金沢主管支店)</u>	<u>災害時における陸路の緊急輸送の確保に関する</u> <u>こと。</u>
10	<u>(新設)</u>			
15	<u>(新設)</u>			
20	<u>(新設)</u>			
25	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブンイレブ</u> <u>ン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマ</u> <u>ート</u> <u>株式会社セブン&アイ</u> <u>・ホールディングス</u>	<u>災害時における物資の調達・供給確保</u>
30	<u>(新設)</u>			
35	<u>(新設)</u>			
40	<u>(新設)</u>			
45	<u>(新設)</u>			

現 行		修 正 案		備 考	
5	12 指定地方公共機関		12 指定地方公共機関		
	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
	北陸放送株式会社	(略)	北陸放送株式会社	(略)	
10	石川テレビ放送株式会社		石川テレビ放送株式会社		
	株式会社テレビ金沢		株式会社テレビ金沢		
15	北陸朝日放送株式会社		北陸朝日放送株式会社		
	株式会社エフエム石川		株式会社エフエム石川		
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	株式会社北國新聞社	<u>災害情報、各種指示等の伝達に関すること。</u>	
20	<u>(新設)</u>		株式会社中日新聞北陸 本社		
	北陸鉄道株式会社	(略)	北陸鉄道株式会社	(略)	
25	のと鉄道株式会社		のと鉄道株式会社		
	<u>(新設)</u>		IRいしかわ鉄道株式会 社		
30	<u>(公社)</u> 石川県医師会	医療救護に関すること。	公益社団法人 石川県医師会	医療救護に関すること。	
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	公益社団法人 石川県看護協会	<u>看護活動に関すること。</u>	
35	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	石川県治水協会	<u>河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関するこ と。</u>	
40	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	一般財団法人 石川県エルピーガス協 会	<u>1 LPガス施設の応急復旧に関すること。 2 LPガスの安定供給の確保に関すること。</u>	
45					

現 行		修 正 案		備 考	
5	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
	(新設)	(新設)	一般社団法人 石川県歯科医師会	歯科医療救護活動に関すること。	
10	(新設)	(新設)	公益社団法人 石川県薬剤師会	薬剤師活動や医療品供給に関すること。	
15	(新設)	(新設)	公益社団法人 石川県栄養士会	栄養管理に関すること。	
	13 公共的団体等		13 公共的団体等		
20	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
	公共的団体	(略)	公共的団体	(略)	
25	防災上重要な 施設の管理者	コンクリート屋内 退避施設や避難所 (以下「避難所等」 という。)の施設	防災上重要な 施設の管理者	屋内 退避施設や避難所 (以下「避難所等」 という。)の施設	
30	14 原子力事業者 (略)		14 原子力事業者 (略)		
35					
40					
45					

	現 行	修 正 案	備 考
5	<p>第5節 広域的な活動体制</p>	<p>第5節 広域的な活動体制</p>	
10	<p>原子力災害時における広域的活動体制は、次のとおりとする。</p>	<p>原子力災害時における広域的活動体制は、次のとおりとする。</p>	
45			

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 第2章 原子力災害予防計画</p> <p>第1節 発電所における予防措置等の責務等</p> <p>(略)</p> <p>10 第2節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>地方放射線モニタリング対策官との連携</u> 県は、<u>緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平常時より地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図る。</u></p> <p>20 5 オフサイトセンターの維持・管理 国及び県は協力して、オフサイトセンターの施設・設備及び備え付けの防護資機材、資料等について適切に維持・管理を行う。 なお、オフサイトセンターは、<u>能登原子力センター（羽咋郡志賀町安部屋）に併設する。</u></p> <p>25</p> <p>30</p> <p>35</p> <p>40</p> <p>45</p>	<p>第2章 原子力災害予防計画</p> <p>第1節 発電所における予防措置等の責務等</p> <p>(略)</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>上席放射線防災専門官との連携</u> 県は、<u>県緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平常時より地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。</u></p> <p>5 オフサイトセンターの維持・管理 国及び県は協力して、オフサイトセンターの施設・設備及び備え付けの防護資機材、資料等について適切に維持・管理を行う。 なお、オフサイトセンターは、<u>羽咋郡志賀町西山台2丁目7番地に設置する。</u></p>	

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 6 合同対策協議会等の体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会 県及び関係市町は、原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言(以下「原子力緊急事態宣言」という。)が発出された後は、国とともに、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会(以下「合同対策協議会」という。)を組織する体制を整備する。 なお、合同対策協議会は、県及び関係市町の災害対策本部の代表者をはじめ国の原子力災害現地対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者により構成され、原子力規制委員会、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。 また、原災法第15条第4項の規定により、国が原子力緊急事態解除宣言を行った場合は、引き続き原子力災害合同対策協議会を開催し、国、北陸電力とともに、本計画第4章「原子力災害復旧計画」により実施する原災法第27条第1項に規定する原子力災害事後対策(以下「事後対策」という。)の体制及び役割分担の明確化、事後対策の内容等の確認等をとることとなる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 運 営 合同対策協議会等は、「オフサイトセンター運営要領(志賀原子力規制事務所策定)」に基づいて運営される。</p> <p>7 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。 また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>8～12 (略)</p>	<p>6 合同対策協議会等の体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会 県及び関係市町は、原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言(以下「原子力緊急事態宣言」という。)が発出された後は、国とともに、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会(以下「合同対策協議会」という。)を組織する体制を整備する。 なお、合同対策協議会は、県及び関係市町の災害対策本部の代表者をはじめ国の原子力災害現地対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者により構成され、原子力規制委員会、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。 また、原災法第15条第4項の規定により、国が原子力緊急事態解除宣言を行った場合は、引き続き原子力災害合同対策協議会を開催し、国、北陸電力とともに、本計画第4章「原子力災害復旧計画」により実施する原災法第27条第1項に規定する原子力災害事後対策(以下「事後対策」という。)の体制及び役割分担の明確化、事後対策の内容等の確認等をとることとなる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 運 営 合同対策協議会等は、「<u>石川県志賀オフサイトセンターマニュアル</u>(志賀原子力規制事務所策定)」に基づいて運営される。</p> <p>7 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。 また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>8～12 (略)</p>		

	現 行	修 正 案	備 考
5	イ 普及及び啓発の内容 (7)～(カ) (略)	イ 普及及び啓発の内容 (7)～(カ) (略)	
10	(キ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、 <u>スクリーニング</u> の場所及び方法、医療機関の場所等に関すること。	(キ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、 <u>避難退域時検査</u> の場所及び方法、医療機関の場所等に関すること。	
15	(ク)～(コ) (略)	(ク)～(コ) (略)	
20	(2) (略)	(2) (略)	
25	3 (略)	3 (略)	
30	第4節 原子力防災訓練の実施	第4節 原子力防災訓練の実施	
35	1 県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を計画的に実施する。 (1)～(5) (略)	1 県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を計画的に実施する。 (1)～(5) (略)	
40	(6) <u>退避等措置訓練</u>	(6) <u>避難等措置訓練</u>	
45	(7) <u>緊急時医療措置訓練</u>	(7) <u>原子力災害医療措置訓練</u>	
50	(8) (略)	(8) (略)	
55	2 (略)	2 (略)	
60	第5節 通信連絡体制の整備	第5節 通信連絡体制の整備	
65	県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力（以下、本節において「各機関」という。）は、原子力規制委員会と連携して、相互に原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線による電話、ファクシミリ及び防災行政無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。	県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力（以下、本節において「各機関」という。）は、原子力規制委員会及び内閣府と連携して、相互に原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線による電話、ファクシミリ及び防災行政無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。	
70	なお、国は、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システムその他非常用通信機器を整備・維持することとされている。	なお、国は、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システムその他非常用通信機器を整備・維持することとされている。	
75	1～2 (略)	1～2 (略)	
80	3 住民等に対する情報伝達体制の整備 (1) (略)	3 住民等に対する情報伝達体制の整備 (1) (略)	

	現 行	修 正 案	備 考
5	(2) 関係市町	(2) 関係市町	
10	ア 関係市町は、緊急時において、住民等に対して、被災者の危機回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、地域の实情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ	ア 関係市町は、緊急時において、住民等に対して、被災者の危機回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、地域の实情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート(災害情報共有システム)等の多様な情報伝達手段の整備促進を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。	
	等の多様な情報伝達手段の整備促進を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。	等の多様な情報伝達手段の整備促進を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。	
15	イ～エ (略)	イ～エ (略)	
4	(略)	4 (略)	
	第6節 環境放射線モニタリング体制の整備	第6節 環境放射線モニタリング体制の整備	
20	(略)	(略)	
1	モニタリング資機材等の整備 (1)～(2) (略)	1 モニタリング資機材等の整備 (1)～(2) (略)	
25	(3) 県は、原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構及び電力事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。	(3) 県は、原子力規制委員会、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構及び電力事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。	
30	2 (略)	2 (略)	
3	モニタリング体制の確立	3 モニタリング体制の確立	
35	(略)	(略)	
40	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 県、関係市町及び北陸電力は、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正な管理に努める。	(2) 県、関係市町及び北陸電力は、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に資機材の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正な管理に努める。	
45	(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
4	(略)	4 (略)	
	第7節 災害警備計画の策定	第7節 災害警備計画の策定	
45	(略)	(略)	

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 第8節 緊急時医療体制の整備</p> <p>県は、原子力規制委員会、厚生労働省、関係市町及び防災関係機関等と連携して、<u>緊急時における医療措置に対応するため、緊急時医療体制を整備する。</u></p> <p>10 <u>(新設)</u></p> <p>15</p> <p>20</p> <p>25 <u>1 緊急時医療資機材等の整備</u> (1) 県は、次の<u>緊急時医療資機材等</u>を整備し、維持管理する。 ア～イ (略) ウ <u>放射能除染室及び除染資機材</u> エ <u>その他緊急時医療に必要な資機材等</u> (2) 県は、<u>日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、原子力事業者等</u>が整備する<u>緊急時医療資機材の把握に努める。</u></p> <p>30 <u>2 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等</u> (1) <u>P A Zにおける事前配布</u> 県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を購入し、公共施設等で保管する。 また、県及び市町は、互いに連携し、原子力災害重点対策地域のうちP A Zにおいて、<u>平時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。</u> なお、安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、説明会に参加できない住民等が適切に配布を受けられるよう配慮するとともに、他の者に譲り渡さないよう指示するほか、調査票等への回答や問診の実施等を通じて禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。</p> <p>35</p> <p>40</p> <p>45</p>	<p>第8節 原子力災害医療体制の整備</p> <p>県は、原子力規制委員会、厚生労働省、関係市町及び防災関係機関等と連携して、<u>原子力災害時における医療措置に対応するため、原子力災害医療体制を整備する。</u></p> <p>1 <u>原子力災害医療体制の整備</u> (1) <u>県は、国が示す施設要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、原子力災害医療協力機関を登録する。</u> (2) <u>県は、おおむね3年ごとに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認し、原子力災害医療体制の維持を図るものとする。</u> (3) <u>県は、原子力災害医療に必要な基本的な資機材及び設備等を整備するものとする。</u> (4) <u>県は、国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に係る者に対する研修・訓練を実施する。</u></p> <p>2 <u>原子力災害医療資機材等の整備</u> (1) 県は、次の<u>原子力災害医療資機材等</u>を整備し、維持管理する。 ア～イ (略) ウ <u>除染室及び除染資機材</u> エ <u>その他原子力災害医療に必要な資機材等</u> (2) 県は、<u>原子力災害拠点病院等</u>が整備する<u>原子力災害医療資機材の把握に努める。</u></p> <p>3 <u>安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等</u> (1) <u>P A Zにおける事前配布</u> 県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を購入し、公共施設等で保管する。 また、県及び志賀町は、互いに連携し、原子力災害対策重点区域のうちP A Zにおいて、<u>平時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。</u> なお、安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、説明会に参加できない住民等が適切に配布を受けられるよう配慮するとともに、他の者に譲り渡さないよう指示するほか、調査票等への回答や問診の実施等を通じて禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。</p>	

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 (2) (略)</p> <p>3 緊急時医療体制の確立</p> <p>(1) 県は、緊急時医療の手順等を示した「<u>石川県緊急時医療措置実施要領</u>」を策定し、必要に応じて見直す。</p> <p>(2) 県は、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県及び関係医療機関は、緊急時医療を迅速かつ的確に実施するため、定期的に緊急時医療資機材の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と医療資機材の適正な管理に努める。</p> <p>4 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制の整備</p> <p>(1) 県は、緊急時医療の体制の充実を図るため、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</u> (新設)</p> <p>(2) 県及び関係医療機関は、被ばく医療に関する研修等の充実・強化に努め、<u>スクリーニング対応要員等の確保に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、被ばく医療の専門家の養成に努める。</u></p> <p>5 緊急時の個人の被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に個人の被ばく線量の評価・推定を行えるよう必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>4 原子力災害医療体制の確立</p> <p>(1) 県は、<u>原子力災害医療の手順等を示した実施要領</u>を策定し、必要に応じて見直す。</p> <p>(2) 県は、平時から救急・災害医療機関が<u>原子力災害医療</u>に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県及び関係医療機関は、<u>原子力災害医療</u>を迅速かつ的確に実施するため、定期的に<u>原子力災害医療資機材</u>の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と医療資機材の適正な管理に努める。</p> <p>5 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備</p> <p>(1) 県は、<u>原子力災害医療・総合支援センター及び他立地道府県等の原子力災害拠点病院が保有する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p>(2) 県は、<u>国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チームの派遣及び受け入れ体制の整備・維持を図るものとする。</u></p> <p>(3) 県及び関係医療機関は、<u>原子力災害医療に関する研修等の充実・強化に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、原子力災害医療の専門家の養成に努める。</u></p> <p>6 原子力災害時の個人の被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、<u>原子力災害時に個人の被ばく線量の評価・推定を行えるよう必要な体制を整備するものとする。</u></p>		

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 第9節 防護資機材等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防護資機材等の操作訓練等 10 県、関係市町及び防災関係機関は、<u>原子力規制委員会</u>等と連携して、災害 応急対策の迅速かつ確かな実施を確保するため、定期的に防護資機材等の操 作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と防護資機材<u>の</u>適切な管 理に努める。</p> <p>15 第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等</p> <p>(略)</p> <p>第11節 避難計画の策定</p> <p>20 1 避難計画要綱の策定 県は、<u>原子力災害時における屋内退避及び避難</u>の防護対策について、「石 川県避難計画要綱」を策定する。</p> <p>25 2～3 (略)</p> <p>4 関係市町の避難計画の作成 関係市町は、住民等の<u>屋内退避、コンクリート屋内退避</u>及び避難の防護対 策を実施するに当たって、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るた 30 め、本計画及び「石川県避難計画要綱」に基づき、次の事項を盛り込んだ避 難計画を作成する。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>35 ウ <u>コンクリート屋内退避施設</u>（施設の名称、所在地、収容可能人員数、 責任者）</p> <p>エ～ク (略)</p> <p>40 (新設)</p> <p>ケ 観光施設等多くの住民等が集まる施設の連絡先</p> <p>ク その他必要な事項</p> <p>45</p>	<p>第9節 防護資機材等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防護資機材等の操作訓練等 県、関係市町及び防災関係機関は、<u>国</u>と連携して、災害応急対策の迅速か つ確かな実施を確保するため、定期的に防護資機材等の操作訓練、操作講習 会等を実施し、操作方法の習熟と防護資機材<u>等</u>の適切な管理に努める。</p> <p>第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等</p> <p>(略)</p> <p>第11節 避難計画の策定</p> <p>1 避難計画要綱の策定 県は、<u>原子力災害時における屋内退避及び避難等</u>の防護対策について、「石 川県避難計画要綱」を策定する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 関係市町の避難計画の作成 関係市町は、住民等の<u>屋内退避</u>及び避難等の防護対 策を実施するに当たって、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るた め、本計画及び「石川県避難計画要綱」に基づき、次の事項を盛り込んだ避 難計画を作成する。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ _____<u>屋内退避施設</u>（施設の名称、所在地、収容可能人員数、 責任者）</p> <p>エ～ク (略)</p> <p>ケ <u>避難退域時検査の場所</u></p> <p>ク 観光施設等多くの住民等が集まる施設の連絡先</p> <p>サ その他必要な事項</p>		

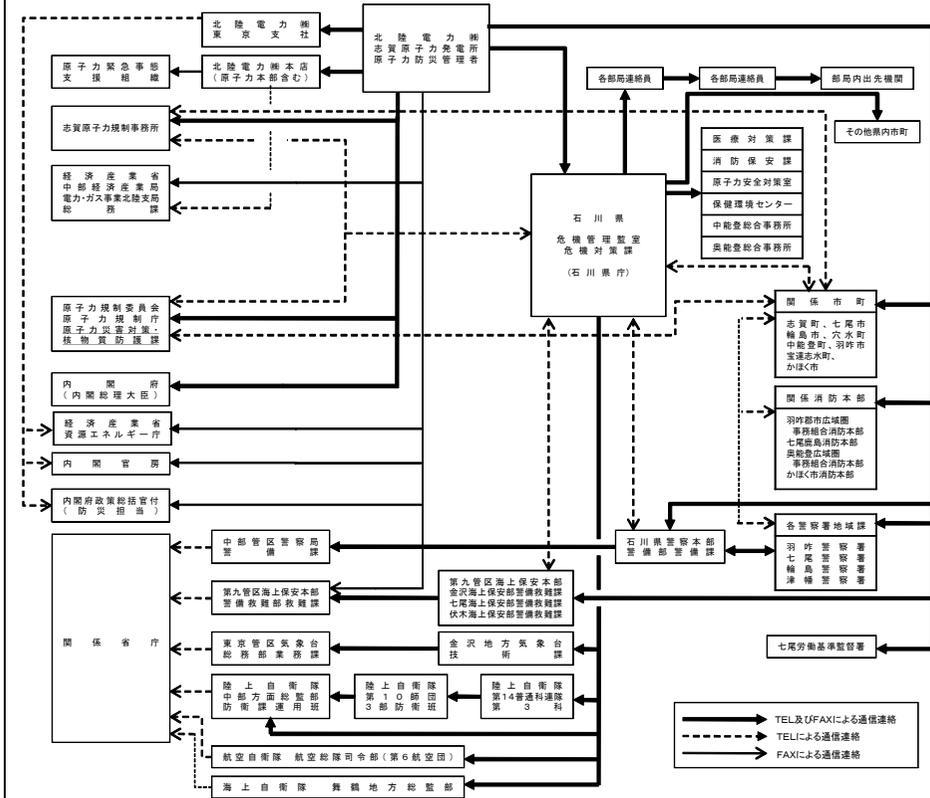
	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 要配慮者の避難誘導等 (1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及びスクリーニングの場所・方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>10 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。</p> <p>11 (略)</p> <div data-bbox="571 1018 1023 1086" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">健康福祉部、___市町</div>	<p>5 要配慮者の避難誘導等 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>放射線防護対策を施した屋内退避施設の整備</u> <u>国、県及び関係市町は、連携して、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に備え、病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である要配慮者等が一時的に退避する施設等の放射線防護対策の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及び避難退域時検査の場所・方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>10 居住地以外の市町__に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 県は、国と連携し、居住地以外の市町__に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。</p> <p>11 (略)</p> <div data-bbox="1509 1018 1962 1086" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">健康福祉部、関係市町</div>		
<p>第12節 保健衛生対策の体制整備 (略)</p> <p>第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県は、___市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における住民への<u>飲食物</u>の供給体制を整備しておくよう助言する。</p>	<p>第12節 保健衛生対策の体制整備 (略)</p> <p>第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県は、<u>関係市町</u>に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における住民への<u>応急食料</u>の供給体制を整備しておくよう助言する。</p>		

	現 行	修 正 案	備 考
5	(1) 社会環境に関する資料 ア～ウ (略)	(1) 社会環境に関する資料 ア～ウ (略)	
	エ 避難所及び <u>屋内退避に適するコンクリート建物</u> に関する資料	エ 避難所及び <u>屋内退避施設</u> に関する資料	
10	オ (略)	オ (略)	
	カ <u>緊急時医療施設等</u> に関する資料	カ <u>原子力災害医療施設等</u> に関する資料	
15	キ～ク (略)	キ～ク (略)	
	(2) 放射性物質又は放射線による影響 <u>推定</u> に関する資料 ア～キ (略)	(2) 放射性物質又は放射線による影響____に関する資料 ア～キ (略)	
20	(3) (略)	(3) (略)	
	2 北陸電力の資料の提出 北陸電力は、 <u>原災法第12条第4項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第3条に規定する資料を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> また、北陸電力は、速やかに知事及び志賀町長にその資料の写しを提出しなければならない。	2 北陸電力の資料の提出 北陸電力は、 <u>原災法第12条第4項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令第3条に規定する資料を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> また、北陸電力は、速やかに知事及び志賀町長にその資料の写しを提出しなければならない。	
25	3 (略)	3 (略)	
30	第17節 発電所上空の飛行規制 (略)	第17節 発電所上空の飛行規制 (略)	
	第18節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	第18節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	
35	1 原子力事業者等 (1) (略)	1 原子力事業者等 (1) (略)	
40	(2) 原子力事業者等は、 <u>危険時の際には危険時の措置を迅速かつ的確に行うため、核物質防護上問題を生じない範囲において、知事をはじめ消防機関の長及び海上保安部長に核燃料物質等の運搬に係る防災対策に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。</u>	(2) 原子力事業者等は、 <u>危険時の際には危険時の措置を迅速かつ的確に行うため、核物質防護上問題を生じない範囲において、知事をはじめ消防機関の長及び海上保安部長に核燃料物質等の運搬に係る防災対策に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。</u>	
	(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
45	2～7 (略)	2～7 (略)	

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 第3章 原子力災害応急対策計画</p> <p>6 第1節 通報連絡体制</p> <p>7 1 情報収集事態発生時の通報連絡体制</p> <p>8 (1) 国の通報連絡</p> <p>9 原子力規制委員会は、情報収集事態（志賀町で震度5弱又は震度5強の</p> <p>10 地震が発生（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）</p> <p>11 した場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、情報収集事態の発生</p> <p>12 及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供</p> <p>13 を行うものとされている。また、</p> <p>14 県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとる</p> <p>15 よう連絡するものとなっている。</p> <p>16</p> <p>17 (2) (略)</p> <p>18</p> <p>19 2 警戒事態発生時の通報連絡体制</p> <p>20 (略)</p> <p>21</p> <p>22 (1) (略)</p> <p>23</p> <p>24 (2) 国の通報連絡</p> <p>25 原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係</p> <p>26 省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとなっている。</p> <p>27 内閣府は、県及び関係市町に対し連絡体制の確立等の必要な体制をとる</p> <p>28 よう連絡するものとなっている。</p> <p>29</p> <p>30 (3) (略)</p> <p>31</p> <p>32 3 (略)</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p>39</p> <p>40</p> <p>41</p> <p>42</p> <p>43</p> <p>44</p> <p>45</p>	<p>6 第3章 原子力災害応急対策計画</p> <p>7 第1節 通報連絡体制</p> <p>8 1 情報収集事態発生時の通報連絡体制</p> <p>9 (1) 国の通報連絡</p> <p>10 原子力規制委員会は、情報収集事態（志賀町で震度5弱又は震度5強の</p> <p>11 地震の発生、又はその他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情</p> <p>12 報が通報された場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、情報収集</p> <p>13 事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対し</p> <p>14 て情報提供を行うものとされている。また、<u>原子力規制委員会・内閣府合</u></p> <p>15 <u>同情報連絡室</u>は、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制</p> <p>16 をとるよう連絡するものとなっている。</p> <p>17</p> <p>18 (2) (略)</p> <p>19</p> <p>20 2 警戒事態発生時の通報連絡体制</p> <p>21 (略)</p> <p>22</p> <p>23 (1) (略)</p> <p>24</p> <p>25 (2) 国の通報連絡</p> <p>26 原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係</p> <p>27 省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとなっている。</p> <p>28 また、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>（以下「<u>事故</u></p> <p>29 <u>警戒本部</u>」という。）は、県及び関係市町に対し連絡体制の確立等の必要</p> <p>30 な体制をとるよう連絡するものとなっている。</p> <p>31 (3) (略)</p> <p>32</p> <p>33 3 (略)</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p>39</p> <p>40</p> <p>41</p> <p>42</p> <p>43</p> <p>44</p> <p>45</p>		

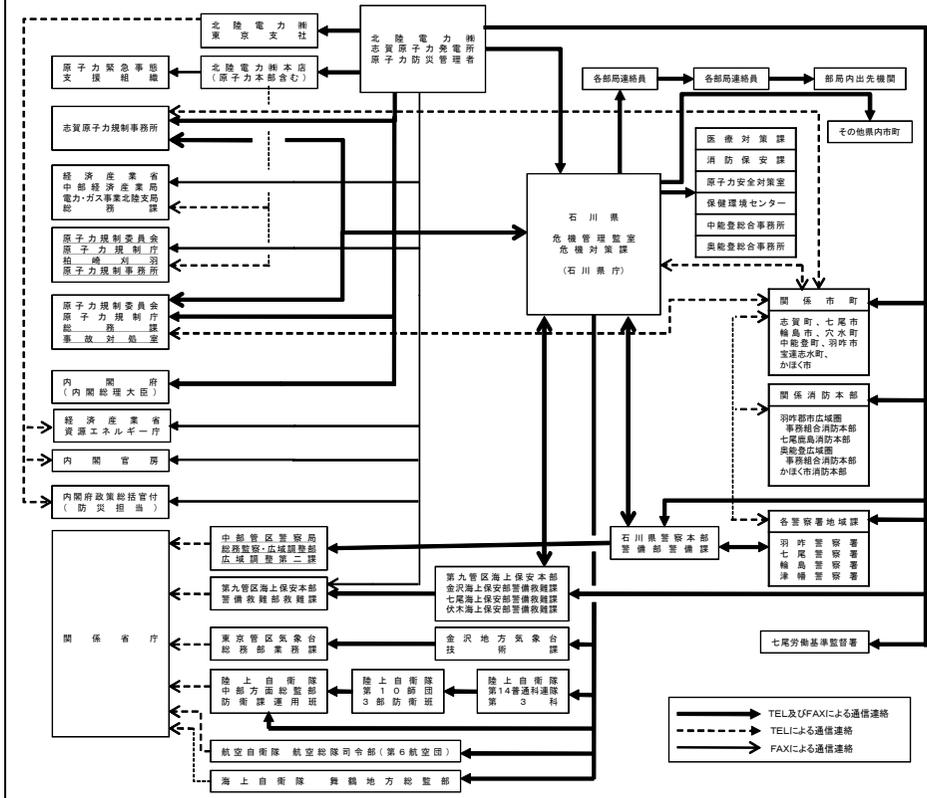
現 行

事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図



修 正 案

事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図



備 考

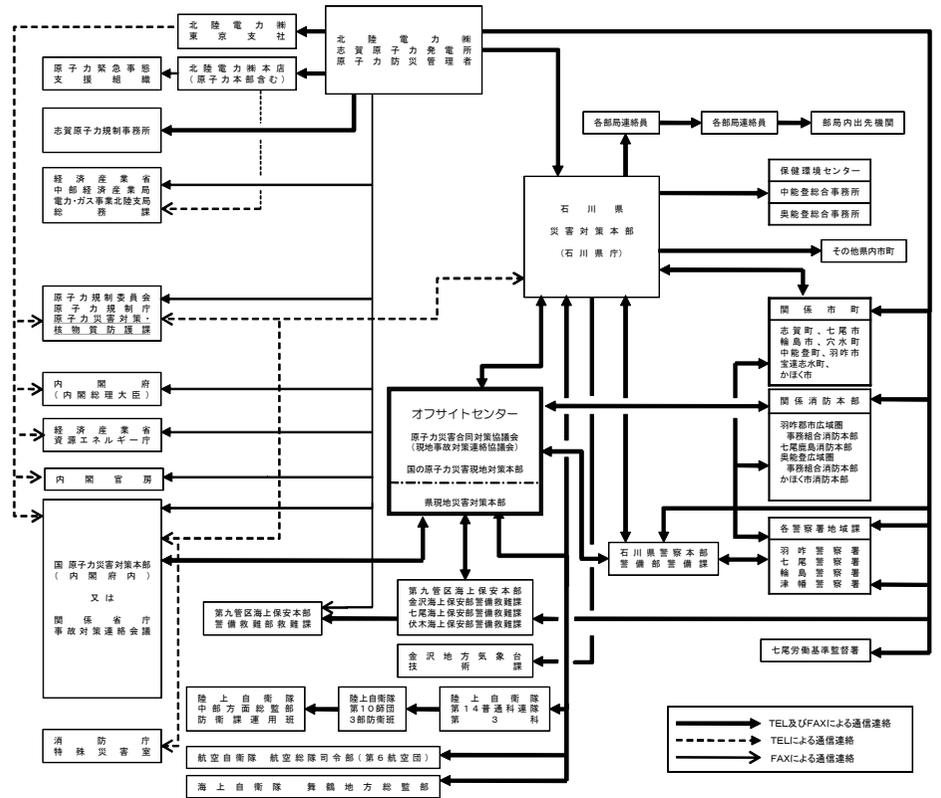
	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 (1) 発電所の通報連絡</p> <p>ア 原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生について 10 通報を受け、又は自ら発見したときは、原災法第10条第1項及び原子力 事業者防災業務計画（第3章第1節1(1)）に基づき、直ちに、知事を はじめ官邸（内閣総理大臣及び内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、 15 関係市町の長、原子力防災専門官、石川県警本部、羽咋警察署長、七尾 警察署長、輪島警察署長及び津幡警察署長（以下「警察署長等」という。）、 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事 務組合消防本部及びかほく市消防本部消防長（以下「消防長」という。） 並びに第九管区海上保安本部、同本部金沢海上保安部長、七尾海上保安 20 部長、伏木海上保安部長（以下「海上保安部長等」という。）に対して、 直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式8）をフ ァクシミリにより一斉に送信する。さらに、知事をはじめ、官邸（内閣 官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門 官等の主要な機関に対しては、その着信を電話等により確認する。 なお、通報連絡事項は、次のとおりとする。 （ア）（略）</p> <p>（イ） 特定事象の発生日時</p> <p>（ウ）～（キ） （略）</p> <p>25 イ 原子力防災管理者（発電所長）は、通報に係る事象が全面緊急事態に 至った場合は、原子力事業者防災業務計画（第3章第3節1(1)）に基 づき、直ちにアに準じて「原災法第15条第1項の基準に達したときの報 告様式」（原子力事業者防災業務計画様式12）により通報連絡する。</p> <p>30 ウ （略）</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p>35 (8) 消防機関の通報連絡 消防長は、原子力防災管理者（発電所）から施設敷地緊急事態等の発 生について通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（分署・分遣所）長に 40 通報し、必要な指示を行う。また、管轄する関係市町の長へ通報連絡を行 う。</p> <p>45</p>	<p>(1) 発電所の通報連絡</p> <p>ア 原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生について 通報を受け、又は自ら発見したときは、原災法第10条第1項及び原子力 事業者防災業務計画 第3章第1節1(2)に基づき、直ちに、知事を はじめ官邸（内閣総理大臣及び内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、 関係市町の長、原子力防災専門官、石川県警本部、羽咋警察署長、七尾 警察署長、輪島警察署長及び津幡警察署長（以下「警察署長等」という。）、 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事 務組合消防本部及びかほく市消防本部消防長（以下「消防長」という。） 並びに第九管区海上保安本部、同本部金沢海上保安部長、七尾海上保安 部長、伏木海上保安部長（以下「海上保安部長等」という。）に対して、 直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式9）をフ ァクシミリにより一斉に送信する。さらに、知事をはじめ、官邸（内閣 官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門 官等の主要な機関に対しては、その着信を電話等により確認する。 なお、通報連絡事項は、次のとおりとする。 （ア）（略）</p> <p>（イ） 特定事象の発生時刻</p> <p>（ウ）～（キ） （略）</p> <p>イ 原子力防災管理者（発電所長）は、通報に係る事象が全面緊急事態に 至った場合は、原子力事業者防災業務計画 第3章第3節1(2)に基 づき、直ちにアに準じて「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務 計画様式9）により通報連絡する。</p> <p>ウ （略）</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p>（8） 消防機関の通報連絡 消防長は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発 生について通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（分署・分遣所）長に 通報し、必要な指示を行う。また、管轄する関係市町の長へ通報連絡を行 う。</p>		

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 (9) 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡</p> <p>10 ア 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力規制委員会、原子力防災専門官、<u>原子力保安検査官、関係市町の長及び原子力防災管理者（発電所長）</u>に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。</p> <p>15 イ～ウ （略）</p> <p>エ 原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が施設敷地緊急事態等に該当していた場合は、直ちに施設敷地緊急事態等の発生について1(1)により通報連絡を行う。</p> <p>20</p> <p>25</p> <p>30</p> <p>35</p> <p>40</p> <p>45</p>	<p>(9) 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡</p> <p>ア 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、<u>原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官</u>に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>エ 原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が施設敷地緊急事態等に該当していた場合は、直ちに施設敷地緊急事態等の発生について<u>原子力事業者防災業務計画第3章第1節3（1）</u>に基づき通報連絡を行う。</p>		

現 行

4 応急対策活動情報等の連絡
 国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。

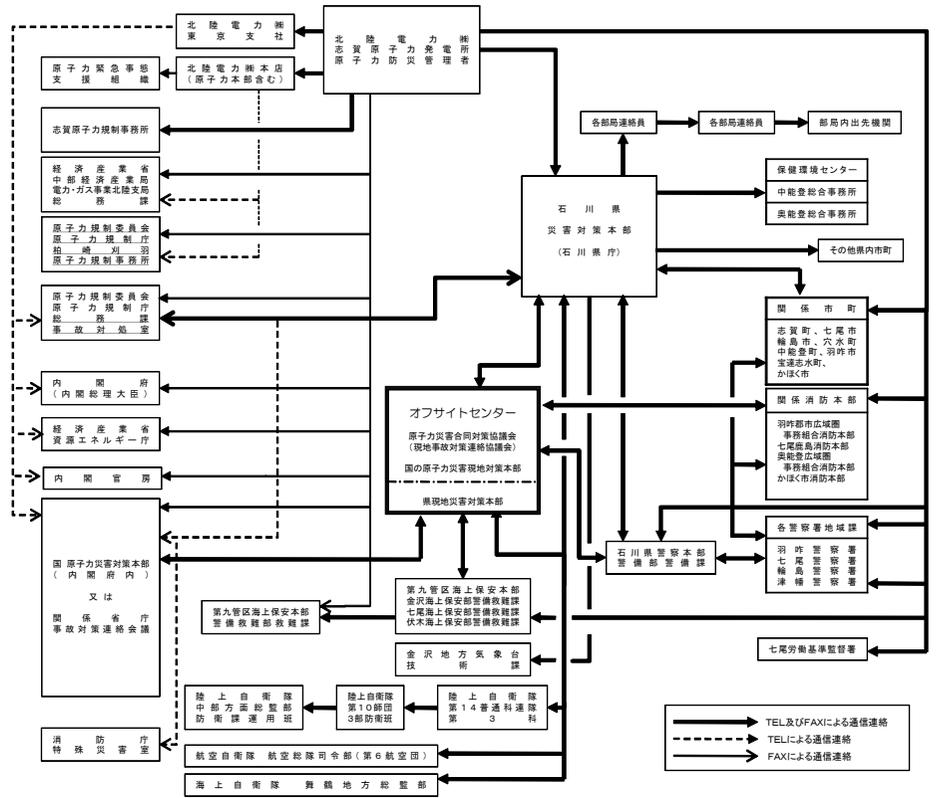
事故通報（第2報以降）通報連絡系統図



修 正 案

4 応急対策活動情報等の連絡
 国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。

事故通報（第2報以降）通報連絡系統図



備 考

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報等の連絡</p> <p>ア 発電所の通報連絡</p> <p>原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、警察署長等、消防長、海上保安部長等及び原子力防災専門官等並びに国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策活動の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原子力事業者防災業務計画様式10）により通報連絡する。</p> <p>10</p> <p>15 イ～ク （略）</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報等の連絡</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>20 ウ 合同対策協議会機能班への職員の派遣</p> <p>(7) （略）</p> <p>25</p> <p>30</p> <p>35</p> <p>40</p> <p>45</p>	<p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報等の連絡</p> <p>ア 発電所の通報連絡</p> <p>原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、警察署長等、消防長、海上保安部長等及び原子力防災専門官等並びに国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策活動の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原子力事業者防災業務計画様式11）により通報連絡する。</p> <p>イ～ク （略）</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報等の連絡</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 合同対策協議会機能班への職員の派遣</p> <p>(7) （略）</p>		

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行

(イ) 合同対策協議会の機能班の名称及びその主な任務は、次のとおりである。

機能班名	機能	主 な 任 務
総括班	(略)	(略)
放射線班	(略)	(略)
医療班	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・救助及び救命状況の把握 ・安定ヨウ素剤の配布、服用に関する連絡調整 ・(新設)
住民安全班	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避及び避難状況の把握 ・(新設) ・救助及び救命状況の把握 ・交通規制状況の把握 ・救急輸送実施状況の把握
運営支援班	(略)	(略)
広報班	(略)	(略)
実動対処班	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・実動組織のオンサイト及びオフサイト対応に関する状況把握 ・現地対策本部で立案する計画に基づき実働組織の関与が必要な事項についての連絡調整
プラントチーム	(略)	(略)

エ～カ (略)

修 正 案

(イ) 合同対策協議会の機能班の名称及びその主な任務は、次のとおりである。

機能班名	機能	主 な 任 務
総括班	(略)	(略)
放射線班	(略)	(略)
医療班	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・救助及び救命状況の把握 ・安定ヨウ素剤の配布、服用に関する連絡調整 ・<u>避難退域時検査・簡易除染の指示</u> ・<u>避難住民の被ばく状況の把握</u>
住民安全班	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避及び避難状況の把握 ・<u>避難経路等の選定（避難退域時検査場所を含む）</u> ・救助及び救命状況の把握 ・交通規制状況の把握 ・救急輸送実施状況の把握
運営支援班	(略)	(略)
広報班	(略)	(略)
実動対処班	実動組織(自衛隊、消防、海保、警察)との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・実動組織のオンサイト及びオフサイト対応に関する状況把握 ・現地対策本部で立案する計画に基づき実働組織の関与が必要な事項についての連絡調整
プラントチーム	(略)	(略)

エ～カ (略)

備 考

現 行			修 正 案			備 考	
5	第2節 初動体制の確立			第2節 初動体制の確立			
	1 (略)			1 (略)			
10	体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員	体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員	
15	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> 志賀町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く） （新設） 	(略)	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> 志賀町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合 	(略)	
20	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき 県内において大津波警報が発表されたとき 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から警戒事態発生連絡を受けたとき 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると知事が認めたとき。 	(略)	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 志賀町において震度6弱以上の地震が発生したとき 志賀町沿岸部を含む津波予報区において大津波警報が発表されたとき 事故警戒本部から警戒事態発生連絡を受けたとき 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると知事が認めたとき。 	(略)	
25	第一次災害対策本部体制	(略)	(略)	第一次災害対策本部体制	(略)	(略)	
30	第二次災害対策本部体制	(略)	(略)	第二次災害対策本部体制	(略)	(略)	
35	2 (略)			2 (略)			
40							
45							

現 行	修 正 案	備 考																																
<p>5 第3節 緊急時の措置</p> <p>1～2 (略)</p> <p>10 3 警戒体制 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="159 534 1016 1181"> <thead> <tr> <th>課(室)及び出先機関名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機対策課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療対策課</td> <td>1 <u>緊急時医療措置の準備</u>に関すること。 2 (略)</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策室 (危機対策課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中能登総合事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>奥能登総合事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター</td> <td><u>緊急時医療措置の準備</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保健環境センター</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 第一次本部体制及び第二次本部体制 (略)</p>	課(室)及び出先機関名	所 掌 事 務	危機対策課	(略)	医療対策課	1 <u>緊急時医療措置の準備</u> に関すること。 2 (略)	原子力安全対策室 (危機対策課)	(略)	中能登総合事務所	(略)	奥能登総合事務所	(略)	能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター	<u>緊急時医療措置の準備</u> に関すること。	保健環境センター	(略)	<p>5 第3節 緊急時の措置</p> <p>1～2 (略)</p> <p>10 3 警戒体制 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1108 534 1966 1181"> <thead> <tr> <th>課(室)及び出先機関名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機対策課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療対策課</td> <td>1 <u>原子力災害医療措置の準備</u>に関すること。 2 (略)</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策室 (危機対策課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中能登総合事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>奥能登総合事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター</td> <td><u>原子力災害医療措置の準備</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保健環境センター</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 第一次本部体制及び第二次本部体制 (略)</p>	課(室)及び出先機関名	所 掌 事 務	危機対策課	(略)	医療対策課	1 <u>原子力災害医療措置の準備</u> に関すること。 2 (略)	原子力安全対策室 (危機対策課)	(略)	中能登総合事務所	(略)	奥能登総合事務所	(略)	能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター	<u>原子力災害医療措置の準備</u> に関すること。	保健環境センター	(略)	
課(室)及び出先機関名	所 掌 事 務																																	
危機対策課	(略)																																	
医療対策課	1 <u>緊急時医療措置の準備</u> に関すること。 2 (略)																																	
原子力安全対策室 (危機対策課)	(略)																																	
中能登総合事務所	(略)																																	
奥能登総合事務所	(略)																																	
能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター	<u>緊急時医療措置の準備</u> に関すること。																																	
保健環境センター	(略)																																	
課(室)及び出先機関名	所 掌 事 務																																	
危機対策課	(略)																																	
医療対策課	1 <u>原子力災害医療措置の準備</u> に関すること。 2 (略)																																	
原子力安全対策室 (危機対策課)	(略)																																	
中能登総合事務所	(略)																																	
奥能登総合事務所	(略)																																	
能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター	<u>原子力災害医療措置の準備</u> に関すること。																																	
保健環境センター	(略)																																	

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 (1) 県本部の組織等 ア 県本部の組織</p> <p>10</p> <p>15</p> <p>20</p> <p>25</p> <p>30</p> <p>35</p> <p>40</p> <p>45</p>	<p>(1) 県本部の組織等 ア 県本部の組織</p>		

	現 行	修 正 案	備 考																																																												
5	イ 県本部の職名、担当職及び所掌事務	イ 県本部の職名、担当職及び所掌事務																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>担 当 職</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県副本部長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県本部員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	担 当 職	所 掌 事 務	県本部長	(略)	(略)	県副本部長	(略)	(略)	県本部員	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>担 当 職</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県副本部長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県本部員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	担 当 職	所 掌 事 務	県本部長	(略)	(略)	県副本部長	(略)	(略)	県本部員	(略)	(略)																																					
職 名	担 当 職	所 掌 事 務																																																													
県本部長	(略)	(略)																																																													
県副本部長	(略)	(略)																																																													
県本部員	(略)	(略)																																																													
職 名	担 当 職	所 掌 事 務																																																													
県本部長	(略)	(略)																																																													
県副本部長	(略)	(略)																																																													
県本部員	(略)	(略)																																																													
10																																																															
15	(新設)	県本部員健康福祉部長の下に、原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を置く。																																																													
20	ウ 県本部の班名、班長担当職及び所掌事務	ウ 県本部の班名、班長担当職及び所掌事務																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>班長担当職</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>人事班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企画班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通政策班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県民交流班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療対策班</td> <td>(略)</td> <td>1 緊急時医療措置の総合調整に関すること。 2 (略)</td> </tr> <tr> <td>健康推進班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	班長担当職	所 掌 事 務	危機管理班	(略)	(略)	原子力安全対策班	(略)	(略)	人事班	(略)	(略)	管財班	(略)	(略)	企画班	(略)	(略)	交通政策班	(略)	(略)	県民交流班	(略)	(略)	医療対策班	(略)	1 緊急時医療措置の総合調整に関すること。 2 (略)	健康推進班	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>班長担当職</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>人事班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企画班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通政策班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県民交流班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療対策班</td> <td>(略)</td> <td>1 原子力災害医療措置の総合調整に関すること。 2 (略)</td> </tr> <tr> <td>健康推進班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	班長担当職	所 掌 事 務	危機管理班	(略)	(略)	原子力安全対策班	(略)	(略)	人事班	(略)	(略)	管財班	(略)	(略)	企画班	(略)	(略)	交通政策班	(略)	(略)	県民交流班	(略)	(略)	医療対策班	(略)	1 原子力災害医療措置の総合調整に関すること。 2 (略)	健康推進班	(略)	(略)	
班 名	班長担当職	所 掌 事 務																																																													
危機管理班	(略)	(略)																																																													
原子力安全対策班	(略)	(略)																																																													
人事班	(略)	(略)																																																													
管財班	(略)	(略)																																																													
企画班	(略)	(略)																																																													
交通政策班	(略)	(略)																																																													
県民交流班	(略)	(略)																																																													
医療対策班	(略)	1 緊急時医療措置の総合調整に関すること。 2 (略)																																																													
健康推進班	(略)	(略)																																																													
班 名	班長担当職	所 掌 事 務																																																													
危機管理班	(略)	(略)																																																													
原子力安全対策班	(略)	(略)																																																													
人事班	(略)	(略)																																																													
管財班	(略)	(略)																																																													
企画班	(略)	(略)																																																													
交通政策班	(略)	(略)																																																													
県民交流班	(略)	(略)																																																													
医療対策班	(略)	1 原子力災害医療措置の総合調整に関すること。 2 (略)																																																													
健康推進班	(略)	(略)																																																													
25																																																															
30																																																															
35																																																															
40																																																															
45																																																															

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行

班 名	班長担当職	所 掌 事 務
薬事衛生班	(略)	(略)
県民生活班	県民生活 課長	(略)
農林企画調整班	(略)	(略)
生産流通班	(略)	(略)
森林管理班	(略)	(略)
水産班	(略)	(略)
道路整備班	(略)	(略)
教 育 部(教育委員会)		(略)
関係部局班		(略)
警 察 部(警察本部)		(略)

(略)

修 正 案

班 名	班長担当職	所 掌 事 務
薬事衛生班	(略)	(略)
生活安全班	生活安全 課長	(略)
農林企画調整班	(略)	(略)
生産流通班	(略)	(略)
森林管理班	(略)	(略)
水産班	(略)	(略)
道路整備班	(略)	(略)
教 育 部(教育委員会)		(略)
関係部局班		(略)
警 察 部(警察本部)		(略)

(略)

備 考

	現 行	修 正 案	備 考																
5 (2) 県現地本部の組織等 ア 県現地本部の組織	(2) 県現地本部の組織等 ア 県現地本部の組織	(2) 県現地本部の組織等 ア 県現地本部の組織																	
10	<table border="1"> <tr> <td>県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)</td> <td>県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)</td> </tr> </table>	県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)	県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)	<table border="1"> <tr> <td>県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)</td> <td>県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)</td> </tr> </table>	県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)	県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)													
県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)	県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)																		
県現地本部長 兼報道責任者 ((兼) 副知事)	県現地副本部長 ((兼) 危機管理監) (中能登総合事務所長)																		
15	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">連絡調整班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>(兼)危機対策課長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>危機対策課長補佐</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等</td> </tr> </table>	連絡調整班		班 長	(兼)危機対策課長	副班長	危機対策課長補佐	班 員	危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">連絡調整班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>(兼)危機対策課長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>危機対策課長補佐</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等</td> </tr> </table>	連絡調整班		班 長	(兼)危機対策課長	副班長	危機対策課長補佐	班 員	危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等	
連絡調整班																			
班 長	(兼)危機対策課長																		
副班長	危機対策課長補佐																		
班 員	危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等																		
連絡調整班																			
班 長	(兼)危機対策課長																		
副班長	危機対策課長補佐																		
班 員	危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等																		
20	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">緊急時医療班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>能登中部保健福祉センター次長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>医療対策課職員</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)</td> </tr> </table>	緊急時医療班		班 長	能登中部保健福祉センター次長	副班長	医療対策課職員	班 員	医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">原子力災害医療班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>能登中部保健福祉センター次長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>医療対策課職員</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)</td> </tr> </table>	原子力災害医療班		班 長	能登中部保健福祉センター次長	副班長	医療対策課職員	班 員	医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)	
緊急時医療班																			
班 長	能登中部保健福祉センター次長																		
副班長	医療対策課職員																		
班 員	医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)																		
原子力災害医療班																			
班 長	能登中部保健福祉センター次長																		
副班長	医療対策課職員																		
班 員	医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員 等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)																		
25	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">住民生活班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>中能登総合事務所総務企画部長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>中能登総合事務所企画振興課長</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等</td> </tr> </table>	住民生活班		班 長	中能登総合事務所総務企画部長	副班長	中能登総合事務所企画振興課長	班 員	危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">住民生活班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>中能登総合事務所総務企画部長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>中能登総合事務所企画振興課長</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等</td> </tr> </table>	住民生活班		班 長	中能登総合事務所総務企画部長	副班長	中能登総合事務所企画振興課長	班 員	危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等	
住民生活班																			
班 長	中能登総合事務所総務企画部長																		
副班長	中能登総合事務所企画振興課長																		
班 員	危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等																		
住民生活班																			
班 長	中能登総合事務所総務企画部長																		
副班長	中能登総合事務所企画振興課長																		
班 員	危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 警察本部職員 等																		
30	(略)	(略)																	
35	イ (略)	イ (略)																	
40	ウ 県現地本部の班名及び所掌事務	ウ 県現地本部の班名及び所掌事務																	
45	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡調整班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急時医療班</td> <td>1 (略) 2 緊急時医療措置に関すること。 3～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	所 掌 事 務	連絡調整班	(略)	緊急時医療班	1 (略) 2 緊急時医療措置に関すること。 3～4 (略)	住民生活班	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡調整班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>原子力災害医療班</td> <td>1 (略) 2 原子力災害医療措置に関すること。 3～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	所 掌 事 務	連絡調整班	(略)	原子力災害医療班	1 (略) 2 原子力災害医療措置に関すること。 3～4 (略)	住民生活班	(略)	
班 名	所 掌 事 務																		
連絡調整班	(略)																		
緊急時医療班	1 (略) 2 緊急時医療措置に関すること。 3～4 (略)																		
住民生活班	(略)																		
班 名	所 掌 事 務																		
連絡調整班	(略)																		
原子力災害医療班	1 (略) 2 原子力災害医療措置に関すること。 3～4 (略)																		
住民生活班	(略)																		

現 行	修 正 案	備 考																																																																						
5 (3)～(7) (略)	5 (3)～(7) (略)																																																																							
5 (略)	5 (略)																																																																							
6 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 (略)	6 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 (略)																																																																							
10 ア～イ (略)	ア～イ (略)																																																																							
ウ 中能登総合事務所総務企画部次長	ウ 中能登総合事務所 <u>税務課長</u>																																																																							
エ～オ (略)	エ～オ (略)																																																																							
7 (略)	7 (略)																																																																							
8 合同対策協議会設置後の体制 (1) (略)	8 合同対策協議会設置後の体制 (1) (略)																																																																							
20 (2) 合同対策協議会への職員の派遣 (略)	(2) 合同対策協議会への職員の派遣 (略)																																																																							
<table border="1" data-bbox="161 769 1019 1268"> <thead> <tr> <th colspan="5">合同対策協議会派遣要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住民安全班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>運営支援班</td> <td>(略)</td> <td>中能登総合事務所 総務企画部次長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	合同対策協議会派遣要員					総括班	(略)	(略)	(略)	(略)	放射線班	(略)	(略)	(略)	(略)	医療班	(略)	(略)	(略)	(略)	住民安全班	(略)	(略)	(略)	(略)	運営支援班	(略)	中能登総合事務所 総務企画部次長	(略)	(略)	広報班	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1111 769 1968 1268"> <thead> <tr> <th colspan="5">合同対策協議会派遣要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住民安全班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>運営支援班</td> <td>(略)</td> <td>中能登総合事務所 税務課長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	合同対策協議会派遣要員					総括班	(略)	(略)	(略)	(略)	放射線班	(略)	(略)	(略)	(略)	医療班	(略)	(略)	(略)	(略)	住民安全班	(略)	(略)	(略)	(略)	運営支援班	(略)	中能登総合事務所 税務課長	(略)	(略)	広報班	(略)	(略)	(略)	(略)	
合同対策協議会派遣要員																																																																								
総括班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
放射線班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
医療班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
住民安全班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
運営支援班	(略)	中能登総合事務所 総務企画部次長	(略)	(略)																																																																				
広報班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
合同対策協議会派遣要員																																																																								
総括班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
放射線班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
医療班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
住民安全班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
運営支援班	(略)	中能登総合事務所 税務課長	(略)	(略)																																																																				
広報班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
25																																																																								
30																																																																								
35																																																																								
40																																																																								
9～12 (略)	9～12 (略)																																																																							
45																																																																								

	現 行	修 正 案	備 考
5	<p>13 災害対策本部体制等の解除基準 <u>情報収集事態、警戒体制、第一次本部体制及び第二次本部体制の解除基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>13 災害対策本部体制等の解除基準 <u>情報収集体制、警戒体制、第一次本部体制及び第二次本部体制の解除基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(略)</p>	
10	<p>第4節 消防防災ヘリコプター等の活用</p> <p>1 (略)</p>	<p>第4節 消防防災ヘリコプター等の活用</p> <p>1 (略)</p>	
15	<p>2 防災関係機関のヘリコプターとの連携 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 防災関係機関のヘリコプターとの連携 (略)</p>	
20	<p><u>また、県は航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</u></p> <p><u>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</u></p>	<p><u>また、県は航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</u></p> <p><u>航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</u></p>	
25	<p>第5節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <div data-bbox="544 847 1028 962" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>国、危機管理監室、県民文化局、関係各部署、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> </div>	<p>第5節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <div data-bbox="1496 847 1980 962" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>国、危機管理監室、<u>県民文化スポーツ部</u>、関係各部署、関係市町、防災関係機関、北陸電力</p> </div>	
30	<p>1 広報体制 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) オフサイトセンターにおける報道機関への発表は、次のとおりである。 ア (略) イ 県本部長（知事）又は県現地本部長、関係市町の長及び北陸電力は、<u>記者会見が行われる場合には</u> 同席する。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>1 広報体制 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) オフサイトセンターにおける報道機関への発表は、次のとおりである。 ア (略) イ 県本部長（知事）又は県現地本部長、関係市町の長及び北陸電力は、<u>記者会見が行われる場合には必要に応じて</u>同席する。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	
40	<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>	
45	<p>第6節 緊急時モニタリング</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 緊急時モニタリング</p> <p>(略)</p>	

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 第7節 避難等の防護対策</p> <p>1 避難等の防護対策について 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す 避難等の防護対策を実施する。 (新設)</p> <p>(1) 屋内退避（コンクリート屋内退避を含む） 屋内退避は、住民等が比較的容易に行うことができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。 全面緊急事態に至った時点で、PAZにおいては、住民等は原則として即時避難を実施するが、UPZにおいては、防護措置の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があるため、屋内退避を実施する。その後は、原子力施設の状況及び緊急時モニタリングの結果に応じて、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施することが想定される。 なお、UPZ以外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。 また、緊急時モニタリングの結果、周辺の空間放射線量率がOIL1やOIL2の値を超えた場合には、後述する避難等を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には引き続き屋内退避を行うことも想定される。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。 さらに、ブルームが長時間あるいは断続的に到来することが想定される場合には、屋内退避が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを検討する。特に、住民等が避難すべき区域において止むを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。</p> <p>(2) 避難等 避難等は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線からの放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。 避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。</p>	<p>第7節 屋内退避、避難等の防護対策</p> <p>1 屋内退避、避難等の防護対策について 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す<u>屋内退避、避難等の防護対策</u>を実施する。 また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、<u>自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>(1) 屋内退避 屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。 全面緊急事態に至った時点で、PAZにおいては、住民等は原則として即時避難を実施するが、UPZにおいては、防護措置の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があるため、屋内退避を実施する。その後は、<u>原子力施設の状況に応じた段階的な避難を行う。また緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づく防護措置を実施することが想定される。</u> なお、UPZ外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。 また、緊急時モニタリングの結果、周辺の空間放射線量率がOIL1やOIL2の値を超えた場合には、後述する避難等を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には引き続き屋内退避を行うことも想定される。特に、病院や介護施設においては避難等よりも屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。 さらに、ブルームが長時間あるいは断続的に到来することが想定される場合には、屋内退避が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難等への切替えを検討する。特に、住民等が避難すべき区域において止むを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。</p> <p>(2) 避難等 避難等は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線<u>の</u>放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。 避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。</p>		

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>ア～イ (略)</p> <p>ただし、避難及び一時移転の対象となった住民等については、<u>その移動先等において、</u> <u>汚染拡大の防止等のために、スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には</u> 除染を行う。</p> <p>避難等の基準</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>OILに基づく防護措置としての避難及び一時移転の対象となった住民等については、OILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した際に、<u>汚染拡大の防止等のために、避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染を行う。</u></p> <p>避難等の基準</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL 1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する (移動が困難な者の一時退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>OIL 2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する (移動が困難な者の一時退避を含む)	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL 1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>OIL 2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	
基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要																							
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する (移動が困難な者の一時退避を含む)																							
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施																							
基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要																							
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																							
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施																							

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 2 防護対策の決定</p> <p>(1) 国等の屋内退避、避難等の勧告・指示等の指示・要請</p> <p>ア 内閣府は、警戒事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。</p> <p>イ 内閣府は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請することとなっている。</p> <p>また、県及び関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。</p> <p>ウ 内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うこととなっている。</p> <p>原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。</p> <p>エ～オ （略）</p> <p>(2) 県の屋内退避、避難等の指示・要請の伝達等</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 県は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた原子力災害対策本部からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施についての指示、助言等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請を行う。</p> <p>オ （略）</p>	<p>2 防護対策の決定</p> <p>(1) 国等の屋内退避、避難等の勧告・指示等の指示・要請</p> <p>ア 事故警戒本部は、警戒事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。</p> <p>イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請することとなっている。</p> <p>また、県及び関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。</p> <p>ウ 内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うこととなっている。</p> <p>原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。</p> <p>エ～オ （略）</p> <p>(2) 県の屋内退避、避難等の指示・要請の伝達等</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 県は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた原子力災害対策本部からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超えた場合は、市町に対し、避難、一時移転等の指示、助言等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請を行う。</p> <p>オ （略）</p>	

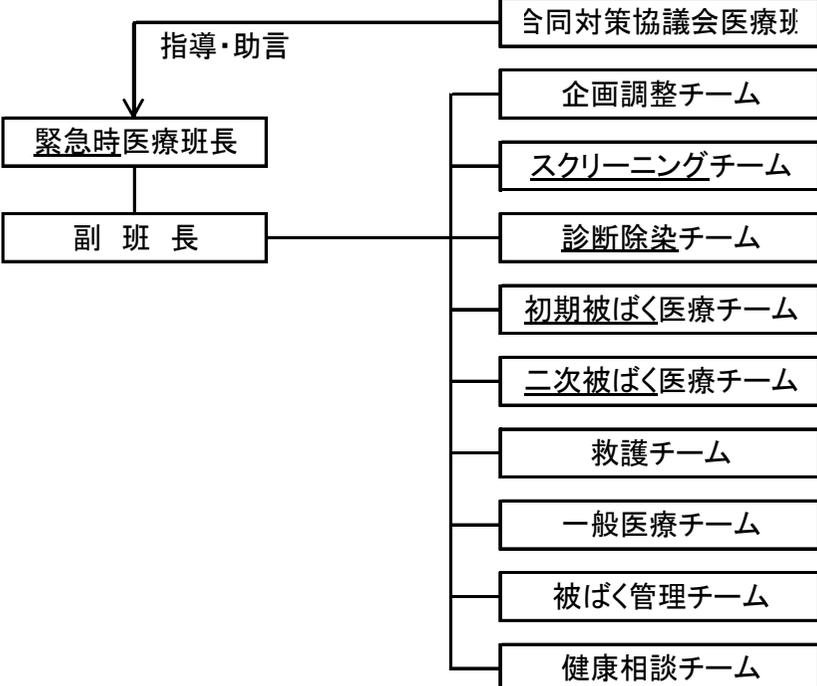
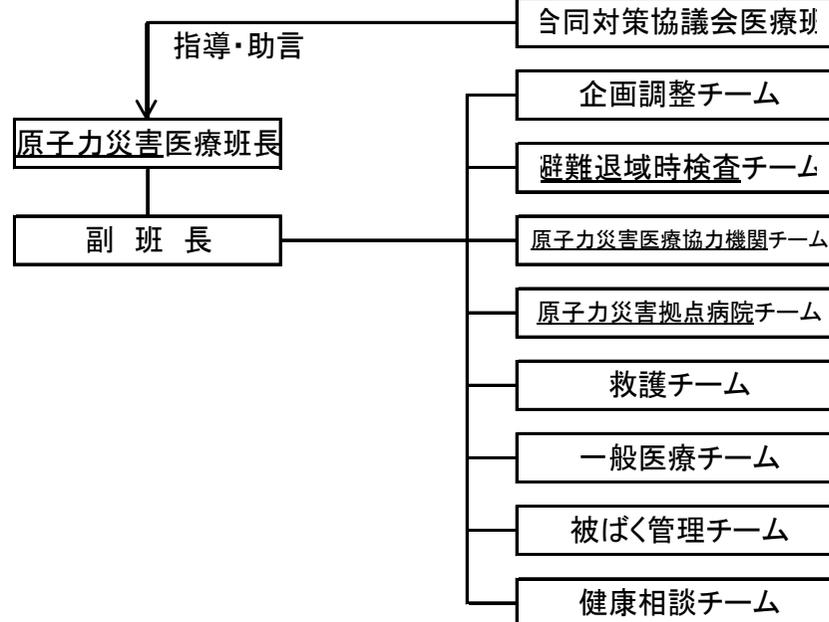
	現 行	修 正 案	備 考
5	(3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の勧告・指示 ア～ウ (略)	(3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の勧告・指示 ア～ウ (略)	
10	エ 関係市町の長は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた国若しくは県からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められる場合は、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施する。 これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請を行う。	エ 関係市町の長は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた国若しくは県からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超えた場合は、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施する。 これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請を行う。	
15	オ～ク (略)	オ～ク (略)	
20	(4) (略)	(4) (略)	
25	3 (略)	3 (略)	
30	4 避難等 (1) (略)	4 避難等 (1) (略)	
35	(2) 関係市町のとるべき措置 ア 住民等への指示伝達 関係市町の長は、避難等の勧告又は指示をする場合は、発電所との方位、距離その他の条件を考慮の上、避難先やその経路、集合場所、スクリーニングの場所その他必要な事項を決定し、住民等に対して、これらの事項及び3の(1)アからカの事項を指示し、避難等の措置を講ずる。 また、避難等に際しては、特に乳幼児及び妊婦を優先する。	(2) 関係市町のとるべき措置 ア 住民等への指示伝達 関係市町の長は、避難等の勧告又は指示をする場合は、発電所との方位、距離その他の条件を考慮の上、避難先やその経路、集合場所、 <u>避難退域時検査</u> の場所その他必要な事項を決定し、住民等に対して、これらの事項及び3の(1)アからカの事項を指示し、避難等の措置を講ずる。 また、避難等に際しては、特に乳幼児及び妊婦を優先する。	
40	イ～カ (略)	イ～カ (略)	
45	(3) その他 ア (略)	(3) その他 ア (略)	
50	イ 避難所__の駐車スペースについて 避難所__の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。	イ 避難所等の駐車スペースについて 避難所等の駐車スペースは、避難所等に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。	
55	ウ (略)	ウ (略)	
60			

	現 行	修 正 案	備 考
5	<p>5 県外への広域避難等 (1) 県による調整及び要請 県は、被災した関係市町から、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への受入れについて協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとし、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域避難等のための要請を当該市町に代わって行うものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>5 県外への広域避難等 (1) 県による調整及び要請 県は、被災した関係市町から、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への受入れについて協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとし、関係市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域避難等のための協議を当該市町に代わって行うものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	
15	<p>6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>6 (略)</p> <p>7 <u>避難退域時検査等の実施</u> (1) <u>原子力災害対策本部による指示</u> 原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう県及び関係市町に指示するものとする。 (2) <u>県及び関係市町による避難退域時検査等の実施</u> 県及び関係市町は、北陸電力と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p>	
20	<p>7 立入制限の措置 (略)</p>	<p>8 立入制限の措置 (略)</p>	
30	<p>8 治安の確保及び火災の予防 (略)</p>	<p>9 治安の確保及び火災の予防 (略)</p>	
35	<p>9 防災業務関係者の防護措置 (1) (略) (2) ア (略)</p> <p>イ 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部緊急時医療班が緊急時モニタリングセンター及び関係市町の協力を得て行う。</p> <p>ウ～エ (略)</p>	<p>10 防災業務関係者の防護措置 (1) (略) (2) ア (略)</p> <p>イ 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部原子力災害医療班が緊急時モニタリングセンター及び関係市町の協力を得て行う。</p> <p>ウ～エ (略)</p>	
45			

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>5 10 協力体制 (略)</p> <p>災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="147 331 1003 683"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>石川県 漁業協同組合</td> <td>H25. 9. 19</td> <td>076-234-8815</td> <td>076-265-5204</td> </tr> <tr> <td>石 川 県</td> <td>北陸信越 旅客船協会</td> <td>H25. 9. 19</td> <td>025-245-3455</td> <td>025-247-0453</td> </tr> <tr> <td>(親設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石 川 県	石川県 漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	石 川 県	北陸信越 旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	(親設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<p>11 協力体制 (略)</p> <p>災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1099 331 1955 683"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石 川 県</td> <td>石川県 漁業協同組合</td> <td>H25. 9. 19</td> <td>076-234-8815</td> <td>076-265-5204</td> </tr> <tr> <td>石 川 県</td> <td>北陸信越 旅客船協会</td> <td>H25. 9. 19</td> <td>025-245-3455</td> <td>025-247-0453</td> </tr> <tr> <td>石 川 県</td> <td>特定非営利活動法 人石川県 小型船安全協会</td> <td>H27. 2. 26</td> <td>076-287-6782</td> <td>076-287-6783</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石 川 県	石川県 漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	石 川 県	北陸信越 旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	石 川 県	特定非営利活動法 人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石 川 県	石川県 漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																						
石 川 県	北陸信越 旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																						
(親設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																						
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石 川 県	石川県 漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																						
石 川 県	北陸信越 旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																						
石 川 県	特定非営利活動法 人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783																																						
<p>25 11 要配慮者への配慮 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、市町等と連携し、国の協力を得て、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、<u>避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>なお、これ以外の災害時要援護者等の避難誘導等に関する事項は、<u>県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画「第13節 災害時要援護者の安全確保」</u>により実施する。</p>	<p>12 要配慮者への配慮 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、市町等と連携し、国の協力を得て、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、<u>放射線防護措置を施した屋内退避施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>なお、これ以外の<u>要配慮者等の避難誘導等</u>に関する事項は、<u>県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画「第13節 要配慮者の安全確保」</u>により実施する。</p>																																									
<p>40 12 長期避難への対応 (略)</p>	<p>13 長期避難への対応 (略)</p>																																									
<p>45 13 ボランティアの受入れ (略)</p>	<p>14 ボランティアの受入れ (略)</p>																																									

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 第8節 保健衛生活動</p> <p>(略)</p> <p>第9節 飲食物の摂取制限に関する措置</p> <p>10 県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、国の指導、助言、指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>15 第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達</p> <p>1 (略)</p> <p>20 2 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は、概ね次のものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>25 (3) 国の原子力災害現地対策本部長、県本部長、県現地本部長、関係市町の災害対策本部長又は災害対策副本部長及び災害応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、県本部要員、県現地本部要員、合同対策協議会構成員及び要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、緊急時医療要員等）並びに必要とされる資機材</p> <p>30 (4) コンクリート屋内退避施設、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>35 3～6 (略)</p> <p>第11節 救助・救急、消火活動等</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>40 (1) 北陸電力のとの措置 原子力防災管理者（発電所長）は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。 また、被ばく患者を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対す</p>	<p>第8節 保健衛生活動</p> <p>(略)</p> <p>第9節 飲食物の摂取制限に関する措置</p> <p>県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、国の指導、助言、指示に基づき、又は独自の判断により、応急食料の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は、概ね次のものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国の原子力災害現地対策本部長、県本部長、県現地本部長、関係市町の災害対策本部長又は災害対策副本部長及び災害応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、県本部要員、県現地本部要員、合同対策協議会構成員及び要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、<u>原子力災害医療要員等</u>）並びに必要とされる資機材</p> <p>(4) _____屋内退避施設、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第11節 救助・救急、消火活動等</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 北陸電力のとの措置 原子力防災管理者（発電所長）は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。 また、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等を原子力災害医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対す</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 る知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者)を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p> <p>10 (2) 県及び関係市町のとる措置 県及び関係市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地災害対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。 また、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</p> <p>20 (3)～(4) (略)</p> <p>2 消防活動 (略)</p> <p>25 3 (略)</p> <p>第12節 緊急時医療措置</p> <p>1 緊急時医療体制</p> <p>30 (1) 緊急時医療班の設置 県本部長(知事)は、原子力災害時において、放射線被ばくした者(被ばくしたおそのある者を含む。)に対する検査、放射性物質による汚染の検査、除染、治療、健康相談等及び一般傷病者に対する治療等の緊急医療措置を実施するため、県現地本部に緊急時医療班を設置する。</p> <p>35 (2) 関係機関等への協力要請 ア 県本部長(知事)は、緊急時医療班の設置に当たり、国の原子力災害対策本部長に対して、国の被ばく医療に係る医療チームの派遣を要請するとともに、その受け入れに係る調整や活動場所の確保を行うものとする。また、日本赤十字社石川県支部(以下「日赤」という。)、石川県医師会(地域医師会を含む。以下同じ。)、及び国公立医療機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣及び資機材の提供を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>45 イ (略)</p>	<p>る知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者)を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p> <p>(2) 県及び関係市町のとる措置 県及び関係市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地災害対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。 また、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 消火活動 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第12節 原子力災害医療措置</p> <p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(1) 原子力災害医療班の設置 県本部長(知事)は、原子力災害時において、放射線被ばくした者(被ばくしたおそのある者を含む。)に対する検査、放射性物質による汚染の検査、除染、治療、健康相談等及び一般傷病者に対する治療等の原子力災害医療措置を実施するため、県現地本部に原子力災害医療班を設置する。</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請 ア 県本部長(知事)は、原子力災害医療班の設置に当たり、国の原子力災害対策本部長に対して、国の原子力災害医療に係る医療チームの派遣を要請するとともに、その受け入れに係る調整や活動場所の確保を行うものとする。また、日本赤十字社石川県支部(以下「日赤」という。)、石川県医師会(地域医師会を含む。以下同じ。)、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣及び資機材の提供を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 (3) (略)</p> <p>また、緊急時医療班長は、必要に応じ、合同対策協議会医療班に対して、<u>緊急被ばく医療</u>についての指導、助言を求める。</p> <p>10 (4) <u>緊急時医療班の組織及び業務</u></p> <p>ア 緊急時医療班の組織 緊急時医療班は、班長、副班長その他必要な職員で構成し、組織は次のとおりとする。</p> <p>15 <u>緊急時医療班の組織図</u></p>  <pre> graph TD JCA[合同対策協議会医療班] -- 指導・助言 --> EMTL[緊急時医療班長] EMTL --- EMTD[副班長] EMTL --- EMTA[企画調整チーム] EMTL --- EMTS[スクリーニングチーム] EMTL --- EMTD1[診断除染チーム] EMTL --- EMTD2[初期被ばく医療チーム] EMTL --- EMTD3[二次被ばく医療チーム] EMTL --- EMTA1[救護チーム] EMTL --- EMTA2[一般医療チーム] EMTL --- EMTA3[被ばく管理チーム] EMTL --- EMTA4[健康相談チーム] </pre>	<p>5 (3) (略)</p> <p>また、<u>原子力災害医療班長</u>は、必要に応じ、合同対策協議会医療班に対して、<u>原子力災害医療</u>についての指導、助言を求める。</p> <p>10 (4) <u>原子力災害医療班の組織及び業務</u></p> <p>ア 原子力災害医療班の組織 <u>原子力災害医療班</u>は、班長、副班長その他必要な職員で構成し、組織は次のとおりとする。</p> <p>15 <u>原子力災害医療班の組織図</u></p>  <pre> graph TD JCA[合同対策協議会医療班] -- 指導・助言 --> NDML[原子力災害医療班長] NDML --- NDMD[副班長] NDML --- NDMA[企画調整チーム] NDML --- NDMS[避難退域時検査チーム] NDML --- NDMD1[原子力災害医療協力機関チーム] NDML --- NDMD2[原子力災害拠点病院チーム] NDML --- NDMA1[救護チーム] NDML --- NDMA2[一般医療チーム] NDML --- NDMA3[被ばく管理チーム] NDML --- NDMA4[健康相談チーム] </pre>	

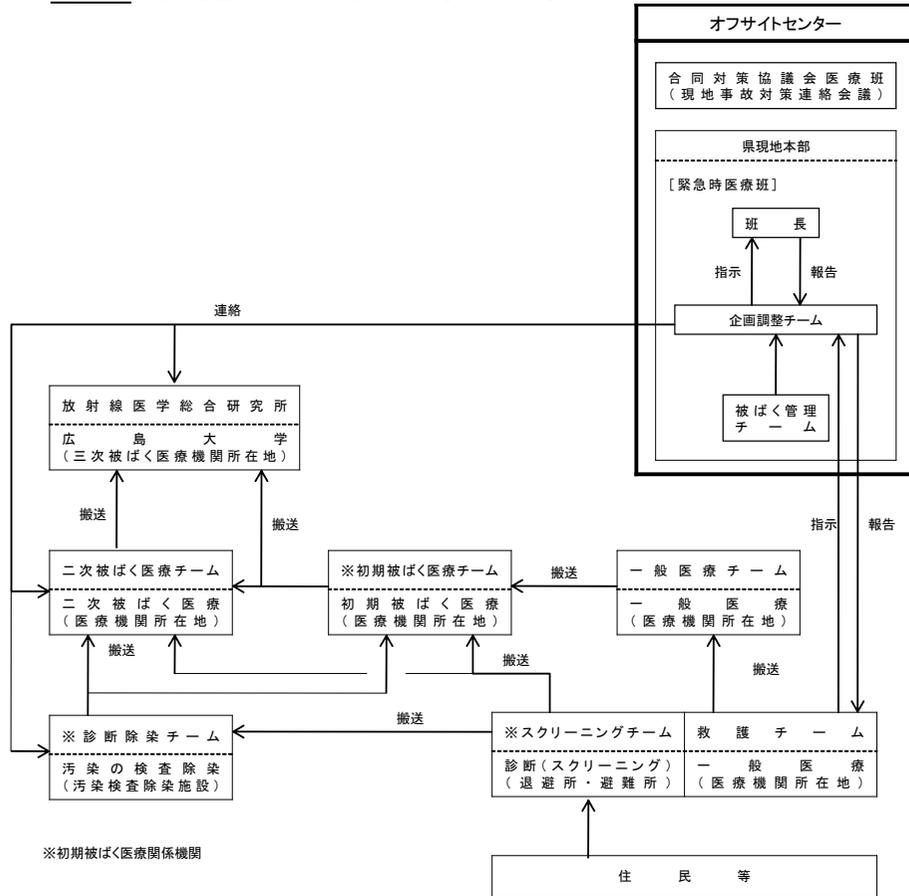
	現 行	修 正 案	備 考																																							
5	イ 緊急時医療班の業務 緊急時医療班の職名、担当職及び業務は、次のとおりとする。	イ 原子力災害医療班の業務 原子力災害医療班の職名、担当職及び業務は、次のとおりとする。																																								
10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>担 当 職</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>(略)</td> <td>緊急時医療班を指揮し、緊急時医療措置業務を総括する。</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	担 当 職	業 務	班 長	(略)	緊急時医療班を指揮し、緊急時医療措置業務を総括する。	副 班 長	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 職</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>(略)</td> <td>原子力災害医療班を指揮し、原子力災害医療措置業務を総括する。</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 職	業 務	班 長	(略)	原子力災害医療班を指揮し、原子力災害医療措置業務を総括する。	副 班 長	(略)	(略)																						
職 名	担 当 職	業 務																																								
班 長	(略)	緊急時医療班を指揮し、緊急時医療措置業務を総括する。																																								
副 班 長	(略)	(略)																																								
	担 当 職	業 務																																								
班 長	(略)	原子力災害医療班を指揮し、原子力災害医療措置業務を総括する。																																								
副 班 長	(略)	(略)																																								
15	ウ 緊急時医療班のチーム名、編成基準及び業務内容等は、次のとおりとする。また、各チームの班員の編成は、あらかじめ班長が定めておく。	ウ 原子力災害医療班のチーム名、編成基準及び業務内容等は、次のとおりとする。また、各チームの班員の編成は、あらかじめ班長が定めておく。																																								
20	<table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編 成 基 準</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整</td> <td>(略)</td> <td>1 (略) 2 緊急時医療措置実施のための情報収集 3 緊急時医療措置実施計画の策定</td> </tr> <tr> <td>チ ー ム</td> <td></td> <td>4 緊急時医療措置に関する情報の収集及び連絡 5 (略)</td> </tr> <tr> <td>スクリーニング</td> <td>派遣される国公立医療機関等の職員により編成する。チーム数は、災害の態様によって決定する。</td> <td>避難所等において、住民等に対する診断、除染及び医療措置の実施</td> </tr> <tr> <td>チ ー ム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>診断除染</td> <td>県健康福祉部等の職員により編成する。</td> <td>汚染検査除染施設等において、放射線被ばく者に対する診断、除染及び医療措置の実施</td> </tr> <tr> <td>チ ー ム</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	企画調整	(略)	1 (略) 2 緊急時医療措置実施のための情報収集 3 緊急時医療措置実施計画の策定	チ ー ム		4 緊急時医療措置に関する情報の収集及び連絡 5 (略)	スクリーニング	派遣される国公立医療機関等の職員により編成する。チーム数は、災害の態様によって決定する。	避難所等において、住民等に対する診断、除染及び医療措置の実施	チ ー ム			診断除染	県健康福祉部等の職員により編成する。	汚染検査除染施設等において、放射線被ばく者に対する診断、除染及び医療措置の実施	チ ー ム			<table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編 成 基 準</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整</td> <td>(略)</td> <td>1 (略) 2 原子力災害医療措置実施のための情報収集 3 原子力災害医療措置実施計画の策定</td> </tr> <tr> <td>チ ー ム</td> <td></td> <td>4 原子力災害医療措置に関する情報の収集及び連絡 5 (略)</td> </tr> <tr> <td>避難退域時検査</td> <td>原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等の職員により編成する。</td> <td>避難退域時検査場において、住民等に対する検査・簡易除染の実施・指導</td> </tr> <tr> <td>チ ー ム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	企画調整	(略)	1 (略) 2 原子力災害医療措置実施のための情報収集 3 原子力災害医療措置実施計画の策定	チ ー ム		4 原子力災害医療措置に関する情報の収集及び連絡 5 (略)	避難退域時検査	原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等の職員により編成する。	避難退域時検査場において、住民等に対する検査・簡易除染の実施・指導	チ ー ム			(削除)			
チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容																																								
企画調整	(略)	1 (略) 2 緊急時医療措置実施のための情報収集 3 緊急時医療措置実施計画の策定																																								
チ ー ム		4 緊急時医療措置に関する情報の収集及び連絡 5 (略)																																								
スクリーニング	派遣される国公立医療機関等の職員により編成する。チーム数は、災害の態様によって決定する。	避難所等において、住民等に対する診断、除染及び医療措置の実施																																								
チ ー ム																																										
診断除染	県健康福祉部等の職員により編成する。	汚染検査除染施設等において、放射線被ばく者に対する診断、除染及び医療措置の実施																																								
チ ー ム																																										
チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容																																								
企画調整	(略)	1 (略) 2 原子力災害医療措置実施のための情報収集 3 原子力災害医療措置実施計画の策定																																								
チ ー ム		4 原子力災害医療措置に関する情報の収集及び連絡 5 (略)																																								
避難退域時検査	原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等の職員により編成する。	避難退域時検査場において、住民等に対する検査・簡易除染の実施・指導																																								
チ ー ム																																										
(削除)																																										
30																																										
35																																										
40																																										
45																																										

現 行	修 正 案	備 考																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 240 309 300">チーム名</th> <th data-bbox="309 240 577 300">編 成 基 準</th> <th data-bbox="577 240 1016 300">業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 300 309 419">初期被ばく医療チーム</td> <td data-bbox="309 300 577 419">初期被ばく医療機関の職員により編成する。</td> <td data-bbox="577 300 1016 419">初期被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 419 309 539">二次被ばく医療チーム</td> <td data-bbox="309 419 577 539">二次被ばく医療機関の職員により編成する。</td> <td data-bbox="577 419 1016 539">二次被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 539 309 770">救 護 チーム</td> <td data-bbox="309 539 577 770">派遣される日赤及び石川県医師会等の職員によって編成する。 チーム数は、災害の態様によって決定する。</td> <td data-bbox="577 539 1016 770">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 770 309 858">一般医療チーム</td> <td data-bbox="309 770 577 858">(略)</td> <td data-bbox="577 770 1016 858">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 858 309 946">被ばく管理チーム</td> <td data-bbox="309 858 577 946">(略)</td> <td data-bbox="577 858 1016 946">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 946 309 1034">健康相談チーム</td> <td data-bbox="309 946 577 1034">(略)</td> <td data-bbox="577 946 1016 1034">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	初期被ばく医療チーム	初期被ばく医療機関の職員により編成する。	初期被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	二次被ばく医療チーム	二次被ばく医療機関の職員により編成する。	二次被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	救 護 チーム	派遣される日赤及び石川県医師会等の職員によって編成する。 チーム数は、災害の態様によって決定する。	(略)	一般医療チーム	(略)	(略)	被ばく管理チーム	(略)	(略)	健康相談チーム	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 240 1258 300">チーム名</th> <th data-bbox="1258 240 1527 300">編 成 基 準</th> <th data-bbox="1527 240 1966 300">業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 300 1258 419">原子力災害医療協力機関チーム</td> <td data-bbox="1258 300 1527 419">原子力災害医療協力機関の職員により編成する。</td> <td data-bbox="1527 300 1966 419">原子力災害医療協力機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 419 1258 539">原子力災害拠点病院チーム</td> <td data-bbox="1258 419 1527 539">原子力災害拠点病院の職員により編成する。</td> <td data-bbox="1527 419 1966 539">原子力災害拠点病院において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 539 1258 770">救 護 チーム</td> <td data-bbox="1258 539 1527 770">派遣される日赤及び石川県医師会等の職員によって編成する。</td> <td data-bbox="1527 539 1966 770">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 770 1258 858">一般医療チーム</td> <td data-bbox="1258 770 1527 858">(略)</td> <td data-bbox="1527 770 1966 858">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 858 1258 946">被ばく管理チーム</td> <td data-bbox="1258 858 1527 946">(略)</td> <td data-bbox="1527 858 1966 946">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 946 1258 1034">健康相談チーム</td> <td data-bbox="1258 946 1527 1034">(略)</td> <td data-bbox="1527 946 1966 1034">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	原子力災害医療協力機関チーム	原子力災害医療協力機関の職員により編成する。	原子力災害医療協力機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	原子力災害拠点病院チーム	原子力災害拠点病院の職員により編成する。	原子力災害拠点病院において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	救 護 チーム	派遣される日赤及び石川県医師会等の職員によって編成する。	(略)	一般医療チーム	(略)	(略)	被ばく管理チーム	(略)	(略)	健康相談チーム	(略)	(略)	
チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容																																										
初期被ばく医療チーム	初期被ばく医療機関の職員により編成する。	初期被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施																																										
二次被ばく医療チーム	二次被ばく医療機関の職員により編成する。	二次被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施																																										
救 護 チーム	派遣される日赤及び石川県医師会等の職員によって編成する。 チーム数は、災害の態様によって決定する。	(略)																																										
一般医療チーム	(略)	(略)																																										
被ばく管理チーム	(略)	(略)																																										
健康相談チーム	(略)	(略)																																										
チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容																																										
原子力災害医療協力機関チーム	原子力災害医療協力機関の職員により編成する。	原子力災害医療協力機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施																																										
原子力災害拠点病院チーム	原子力災害拠点病院の職員により編成する。	原子力災害拠点病院において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施																																										
救 護 チーム	派遣される日赤及び石川県医師会等の職員によって編成する。	(略)																																										
一般医療チーム	(略)	(略)																																										
被ばく管理チーム	(略)	(略)																																										
健康相談チーム	(略)	(略)																																										
<p>(注) 1 (略)</p> <p>2 企画調整チームには、リーダーを置き、医療活動状況を随時、緊急時医療班長に報告する。</p> <p>3 企画調整チーム以外のチームは、原則として派遣医療機関ごとにグループを編成し、そのグループにはリーダーを置く。リーダーは、それぞれグループの医療活動を総括するとともに、<u>企画調整チームにその活動状況を随時報告する。</u></p>	<p>(注) 1 (略)</p> <p>2 企画調整チームには、リーダーを置き、医療活動状況を随時、<u>原子力災害医療班長に報告する。</u></p> <p>3 企画調整チーム以外のチームは、原則として派遣医療機関ごとにグループを編成し、そのグループにはリーダーを置く。リーダーは、それぞれグループの医療活動を総括するとともに、<u>チームリーダーにその活動状況を随時報告する。それを受け、チームリーダーは企画調整チームにその活動状況を随時報告する。</u></p>																																											

現 行

2 緊急時医療措置の実施

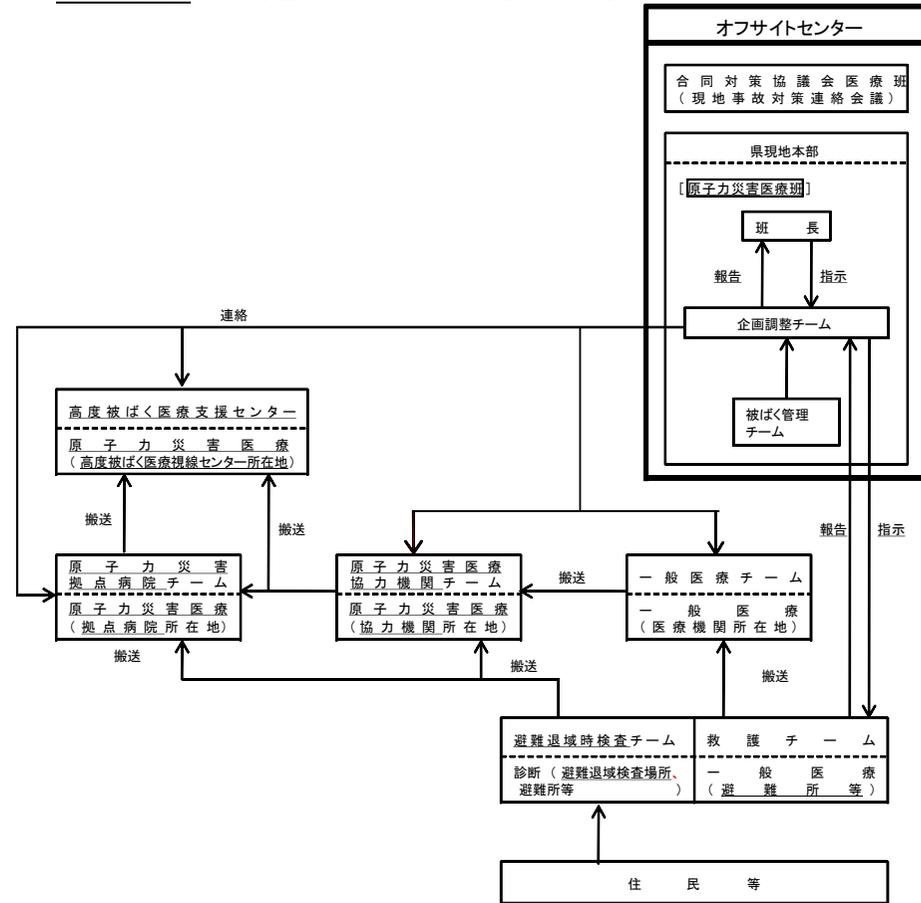
緊急時医療措置は、次に示す系統により行う。



修 正 案

2 原子力災害医療措置の実施

原子力災害医療措置は、次に示す系統により行う。



備 考

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 (1) <u>汚染スクリーニング</u> 緊急時医療班長の指揮の下、国の協力を得ながら、スクリーニングチームは、避難等の対象となった住民等について、その移動先の避難所等において、汚染拡大の防止等のため、体表面汚染スクリーニングを行うものとし、基準値を超える場合には簡易除染（着替え、拭き取り等）を行う。 また、体表面汚染スクリーニングや緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくの恐れがある場合には、必要に応じ甲状腺スクリーニングを行う。</p> <p>10 (2) <u>汚染の検査及び除染等の実施</u> 診断除染チームは、緊急時医療班長が(1)のスクリーニングの結果、被ばく住民等に対する汚染の検査、除染等が必要と認めた場合は、被ばく住民等の放射能汚染の検査、除染等を行う。</p> <p>15 (3) <u>緊急時医療の実施</u> 緊急時医療班長は、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、初期対応段階における医療処置（トリアージ、救急処置、汚染検査、簡易除染、健康相談等）を円滑に行う。</p> <p>20 (4) <u>一般医療の実施</u> 救護チームは避難所等において、一般医療チームはその医療機関所在地において、それぞれ一般傷病者に対する医療措置を実施する。</p> <p>25 (5) <u>合同対策協議会医療班への報告</u> 緊急時医療班長は、避難所に開設された救護所から避難住民等の被ばく状況を把握し、合同対策協議会医療班に報告する。</p> <p>30 (6) <u>緊急時医療措置実施要領</u> 緊急時医療措置の実施内容については、この計画に定めるほか、別に定める「石川県緊急時医療措置実施要領（平成4年2月3日策定）」による。</p>	<p>(1) <u>避難退域時検査及び簡易除染等</u> 原子力災害医療班長の指揮の下、国の協力を得ながら、避難退域時検査チームは、避難等の対象となった住民等について、汚染拡大の防止等のため、避難退域時検査を行い、基準値を超える場合には簡易除染（着替え、拭き取り等）を行うとともに要員への指導を行う。 また、避難退域時検査や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくのおそれがある場合には、必要に応じ甲状腺スクリーニングを行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>原子力災害医療の実施</u> 原子力災害医療協力機関チーム及び原子力災害拠点病院チームは、汚染や被ばくのおそれのある傷病者に対して、初期対応段階における医療処置（トリアージ、救急処置、汚染検査、簡易除染_____等）を円滑に行う。</p> <p>(3) <u>一般医療の実施</u> 救護チームは避難所等において、一般医療チームはその医療機関所在地において、それぞれ一般傷病者に対する医療措置を実施する。</p> <p>(4) <u>合同対策協議会医療班への報告</u> 原子力災害医療班長は、避難退域時検査場所において避難住民等の被ばく状況を把握し、合同対策協議会医療班に報告する。</p> <p>(5) <u>その他</u> 原子力災害医療措置の実施内容については、この計画に定めるほか、別に定める実施要領等による。</p>		
<p>3～4 (略)</p>	<p>3～4 (略)</p>		

現 行	修 正 案	備 考																																																
<p>5 第13節 応援協力活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要請先</p> <table border="1" data-bbox="129 475 1005 1121"> <thead> <tr> <th>自 衛 隊</th> <th>住 所</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊中部方面 総監部 防衛課運用 班</td> <td>兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7丁目1-1</td> <td>0727-82-0001 内線 2259</td> <td>0727-82-0001 内線 2951</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通 科連隊 第3科</td> <td>金沢市野田町1-8</td> <td>076-241-2171 内線 235</td> <td>076-241-2171 内線 213</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方 総監部 総監部オペレーショ ン</td> <td>京都府舞鶴市余部下 1190番地</td> <td>0773-62-2255 内線 2548</td> <td>0773-64-3609</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊航空総隊 司令部</td> <td>東京都府中市浅間町 1-5-5</td> <td>042-362-2971 内線 2322</td> <td>042-362-2971 内線 2631</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第6航空 団 防衛班</td> <td>小松市向本折町 戊267</td> <td>0761-22-2101 内線 231</td> <td>0761-22-2101 内線 651</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 自衛隊の救援活動 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。 ア～カ (略)</p> <p>キ 緊急時のスクリーニング及び___除染</p> <p>ク～ケ (略)</p> <p>5 (略)</p>	自 衛 隊	住 所	T E L	F A X	陸上自衛隊中部方面 総監部 防衛課運用 班	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7丁目1-1	0727-82-0001 内線 2259	0727-82-0001 内線 2951	陸上自衛隊第14普通 科連隊 第3科	金沢市野田町1-8	076-241-2171 内線 235	076-241-2171 内線 213	海上自衛隊舞鶴地方 総監部 総監部オペレーショ ン	京都府舞鶴市余部下 1190番地	0773-62-2255 内線 2548	0773-64-3609	航空自衛隊航空総隊 司令部	東京都府中市浅間町 1-5-5	042-362-2971 内線 2322	042-362-2971 内線 2631	航空自衛隊第6航空 団 防衛班	小松市向本折町 戊267	0761-22-2101 内線 231	0761-22-2101 内線 651	<p>第13節 応援協力活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要請先</p> <table border="1" data-bbox="1081 475 1957 1121"> <thead> <tr> <th>自 衛 隊</th> <th>住 所</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊中部方面 総監部 防衛課運用 班</td> <td>兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7丁目1-1</td> <td>072-782-0001 内線 2554 2557</td> <td>072-782-0001 内線 2874</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通 科連隊 第3科</td> <td>金沢市野田町1-8</td> <td>076-241-2171 内線 235～244</td> <td>076-241-2171 内線 213</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方 総監部 第3幕僚室</td> <td>京都府舞鶴市余部下 1190番地</td> <td>0773-62-2250 内線 2548</td> <td>0773-64-3609</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊航空総隊 司令部 運用課運用3班</td> <td>東京都福生市大字福 生2552</td> <td>042-553-6611 内線 2526 2527</td> <td>042-553-6611 内線 2631</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第6航空 団 防衛班</td> <td>小松市向本折町 戊267</td> <td>0761-22-2101 内線 231</td> <td>0761-22-2101 内線 651 657</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 自衛隊の救援活動 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。 ア～カ (略)</p> <p>キ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染</p> <p>ク～ケ (略)</p> <p>5 (略)</p>	自 衛 隊	住 所	T E L	F A X	陸上自衛隊中部方面 総監部 防衛課運用 班	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7丁目1-1	072-782-0001 内線 2554 2557	072-782-0001 内線 2874	陸上自衛隊第14普通 科連隊 第3科	金沢市野田町1-8	076-241-2171 内線 235～244	076-241-2171 内線 213	海上自衛隊舞鶴地方 総監部 第3幕僚室	京都府舞鶴市余部下 1190番地	0773-62-2250 内線 2548	0773-64-3609	航空自衛隊航空総隊 司令部 運用課運用3班	東京都福生市大字福 生2552	042-553-6611 内線 2526 2527	042-553-6611 内線 2631	航空自衛隊第6航空 団 防衛班	小松市向本折町 戊267	0761-22-2101 内線 231	0761-22-2101 内線 651 657	
自 衛 隊	住 所	T E L	F A X																																															
陸上自衛隊中部方面 総監部 防衛課運用 班	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7丁目1-1	0727-82-0001 内線 2259	0727-82-0001 内線 2951																																															
陸上自衛隊第14普通 科連隊 第3科	金沢市野田町1-8	076-241-2171 内線 235	076-241-2171 内線 213																																															
海上自衛隊舞鶴地方 総監部 総監部オペレーショ ン	京都府舞鶴市余部下 1190番地	0773-62-2255 内線 2548	0773-64-3609																																															
航空自衛隊航空総隊 司令部	東京都府中市浅間町 1-5-5	042-362-2971 内線 2322	042-362-2971 内線 2631																																															
航空自衛隊第6航空 団 防衛班	小松市向本折町 戊267	0761-22-2101 内線 231	0761-22-2101 内線 651																																															
自 衛 隊	住 所	T E L	F A X																																															
陸上自衛隊中部方面 総監部 防衛課運用 班	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7丁目1-1	072-782-0001 内線 2554 2557	072-782-0001 内線 2874																																															
陸上自衛隊第14普通 科連隊 第3科	金沢市野田町1-8	076-241-2171 内線 235～244	076-241-2171 内線 213																																															
海上自衛隊舞鶴地方 総監部 第3幕僚室	京都府舞鶴市余部下 1190番地	0773-62-2250 内線 2548	0773-64-3609																																															
航空自衛隊航空総隊 司令部 運用課運用3班	東京都福生市大字福 生2552	042-553-6611 内線 2526 2527	042-553-6611 内線 2631																																															
航空自衛隊第6航空 団 防衛班	小松市向本折町 戊267	0761-22-2101 内線 231	0761-22-2101 内線 651 657																																															

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 6 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、緊急時モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。</p> <p>10</p> <p>第14節 行政の業務継続に係る措置</p> <p>(略)</p> <p>15</p> <p>第15節 事業所外運搬中事故に対する応急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>20</p> <p>2 国</p> <p>(1) 国の安全規制担当省庁の長は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに県や事故発生箇所の市町、関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡することとなっている。</p> <p>また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家を現場へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することとなっている。</p> <p>25</p> <p>(2) (略)</p> <p>30</p> <p>3～7 (略)</p> <p>35</p> <p>40</p> <p>45</p>	<p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。</p> <p>第14節 行政の業務継続に係る措置</p> <p>(略)</p> <p>第15節 事業所外運搬中事故に対する応急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国</p> <p>(1) 国の安全規制担当省庁の長は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに県や事故発生箇所の市町、関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡することとなっている。</p> <p>また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家を現場へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することとなっている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>		

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 第4章 原子力災害復旧計画</p> <p>第1節 原子力災害復旧体制等</p> <p>(略)</p> <p>10 第2節 汚染の除去等</p> <p>(略)</p> <p>第3節 各種制限措置等の解除</p> <p>知事及び関係市町の長は、緊急時モニタリング等による地域の調査及び原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえた国の原子力災害現地対策本部長又は関係省庁の指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を住民等や関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。</p> <p>第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>25 知事は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後、石川県モニタリング本部を設置し、国の統括の下、関係省庁及び北陸電力等と協力して、<u>緊急時</u>モニタリングを広範囲かつ精密に行い、その結果を速やかに公表する。</p> <p>第5節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等</p> <p>30 (略)</p> <p>35</p> <p>40</p> <p>45</p>	<p>第4章 原子力災害復旧計画</p> <p>第1節 原子力災害復旧体制等</p> <p>(略)</p> <p>第2節 汚染の除去等</p> <p>(略)</p> <p>第3節 各種制限措置等の解除</p> <p>知事及び関係市町の長は、<u>環境放射線</u>モニタリング等による地域の調査及び原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえた国の原子力災害現地対策本部長又は関係省庁の指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を住民等や関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。</p> <p>第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>知事は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後、石川県モニタリング本部を設置し、国の統括の下、関係省庁及び北陸電力等と協力して、<u>環境放射線</u>モニタリングを広範囲かつ精密に行い、その結果を速やかに公表する。</p> <p>第5節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等</p> <p>(略)</p>	

	現 行	修 正 案	備 考
<p>5 第5章 複合災害対策</p> <p>10 第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>15 第2節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>20 第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。</p> <p>25 <u>(新設)</u></p> <p>30 2～5 (略)</p> <p>35 6 緊急時医療措置</p> <p>(1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。</p> <p>40 (2) 県は、複合災害発生時における避難所等でのスクリーニングに関して十分に配慮する。</p> <p>45 第4節 災害復旧対策</p> <p>(略)</p>	<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、県、市町、防災関係機関及び北陸電力は、平素から備えを充実するとともに、<u>石川県地域防災計画（原子力防災計画編）に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。</u></p> <p>第2節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) 県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町村等に応援を要請・指示を行う。</p> <p>(2) <u>複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や市町の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 原子力災害医療措置</p> <p>(1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。</p> <p>(2) 県は、複合災害発生時における<u>避難退域時検査</u>に関して十分に配慮する。</p> <p>第4節 災害復旧対策</p> <p>(略)</p>		